

午前10時開会

○友永修議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○西田淳一事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○友永修議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から18番衆原議員、19番岩崎議員を指名します。

○友永修議長

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を前回に引き続き行います。

まず、藤原議員。

(3番 藤原豊和議員登壇)

○3番 藤原豊和議員

大阪維新の会の藤原豊和です。どうぞよろしく願いいたします。

では、今回は、物価や原材料の高騰の中で市内の中小企業をどう支えていくかという観点から、2点お伺いをいたします。

まず初めに、私たちを取り巻く状況についてです。今年2月からの中東情勢の悪化は、原油やナフサといった暮らしと産業の土台となる資源の供給に大きな不安をもたらしてきました。こうした中、6月22日付の日本経済新聞によれば、アメリカとイランは6月17日に戦闘終結に向けた覚書に署名し、6月22日には仲介役のパキスタンとカタールが、60日以内の最終合意を目指す行程表に両国が合意したと発表したとのことでした。ホルムズ海峡についても、関係国が連絡体制を築き、船舶が安全に通航できるようにするとされています。緊張の緩

和に向けた大きな動きであり、この動きを受けて、高騰していた原油価格にも足元では反落の動きも見られました。

しかし、先行きはなお不透明であります。同じ報道によれば、協議は必ずしも順調に進んでいるわけではなく、ホルムズ海峡の扱いをめぐる関係国の主張が食い違う場面もあったとされています。仮に合意が滞り、緊張が再び高まれば、資源の価格や供給が再び不安定になるおそれがあります。海上輸送が本格的に元の状態に戻るにも、安全の確認などになお時間を要するとされています。

そして、仮に価格が落ち着いていくとしても、その効果が原材料や物流を通じて現場の隅々にまで行き渡るには、1年程度を要するということも言われています。現に今なお、物の流れの目詰まりや一部の資材の価格の高騰が続いている声も事業者の皆さんから聞こえてきます。

ここで、岸和田の産業について改めて確認をしておきたいと思います。岸和田はものづくりのまちです。製造業は、売上高で見れば市内の産業の中で最も大きく、市全体のおよそ27%を占めるまさに本市の基幹産業であります。そして、市内の事業所のほとんどは中小規模の事業者です。建設や建築に携わる事業者も数多く、その中には個人事業主や一人親方として現場を支えていらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。塗料や接着剤、潤滑油、塩化ビニール、プラスチック製品といった石油由来の資材は、ものづくりや建設の現場はもちろん、飲食店や食品を扱う事業者や、トレーや容器、包装フィルムまで、業種を問わず市民の暮らしと地域経済の隅々まで使われています。

私自身、地域で事業者の皆さんと接する中で、材料の値段が1年で数倍になった、発注しても必要な量が入ってこない、資材

が届かず現場が止まってしまう、1つの工程が止まるとその先の附帯工事にも進めない。中には、コロナ禍のときよりも今のほうが苦しいとおっしゃる方もおられました。価格が上がるだけではなく、そもそも物が手に入らないというこれまでとは違う厳しさに多くの事業者が直面しているのが実情だと受け止めています。

こうした状況を踏まえ、2点質問をいたします。

1点目は、物価高騰下における市内中小企業への支援についてです。

ものづくりと暮らしやまちの土台を支える建設の現場が集まる本市にとって、こうした影響は決して小さくありません。そして、適切な支援は、現場の実態を正しくつかむことから始まると考えます。本市は、原材料の高騰や流通の停滞が市内事業者を与えている影響について、市の窓口への相談だけではなく、業界団体などへの確認も含め、どのように実態を把握してるかについて伺います。

2点目は、公共工事におけるスライド条項の運用についてです。

市は、事業者を支援する立場であると同時に、数多くの工事を発注する発注者でもあります。先ほど申し上げた現場を支える建設の事業者の多くは、市が発注する公共工事の受け手でもあります。資材価格が大きく変動するというこうした場面では、市が発注する公共工事においても、受注した事業者が急な価格高騰の負担を一方的に背負うことがないよう配慮することが求められると考えます。

公共工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法に基づく発注者の責務として、資材価格の変動に対応するスライド条項が定められています。スライド条項には、全体スライド、

単品スライド、インフレスライドの3種類があると承知していますが、本市の工事請負契約における運用の現状を伺います。あわせて、これまでのスライド条項による変更契約の実績と、発注件数に対する割合をお示してください。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

御質問の1、物価高騰下における市内中小企業への支援につきまして御答弁申し上げます。

本市といたしましては、現在のところ、国から公表される情報を基本に捉えつつ、事態の推移を注視し、状況の把握に努めているところでございます。6月上旬に国が公表した資料では、原油の調達先の多角化が進展し、7月には必要となる原油量を上回る調達ができる見通しとされてございます。また、最も影響が出ているとされるナフサ由来の化学製品は、中東以外の地域からの代替調達が進み、国全体の供給量の水準は従来の85%に達し、来年春まで供給継続が可能という見通しが示されてございます。

他方、流通の目詰まり等により、依然として一部の原材料や製品の流通の停滞や価格の高騰が継続している状況がございます。これらの実態の把握と問題解決を図るため、国は全国の各地域に中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口を設置し、情報収集と事業者の支援に集中的に取り組んでいるところでございます。大阪府内では、日本政策金融公庫の各支店や各地域の商工会議所など48か所の特別相談窓口が設置され、きめ細やかな対応ができる体制が整えられてございます。なお、

本市を含む各市町村には、この特別相談窓口は設置されてございません。

御質問の本市における実態把握についてですが、現時点までに、本市産業政策課の窓口で事業者様からの具体的な相談は寄せられてございません。特別相談窓口を設置しております市内の支援機関にも確認いたしましたが、同様の状況でございました。

他方、市内の複数の事業組合等に確認しましたところ、製造業や建設業の一部において、塗料や接着剤、潤滑油等の不足と価格高騰の影響が出ていることが確認されています。今後も事態の推移を注視しつつ、関係機関、関係団体等の連携を図りながら、適宜情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

公共工事におけるスライド条項に関する御質問につきまして御答弁申し上げます。

スライド条項に関しましては、本市の工事請負契約書第24条に賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更の条項を設けております。その運用基準につきましては、平成20年に単品スライドについて導入し、平成30年に全体スライド、単品スライド、インフレスライドをまとめた運用基準を作成いたしました。その後、令和5年に運用基準の一部改正を行い、現在に至っております。

次に、これまでのスライド条項による変更契約の実績につきましては、全体スライドに係るものが1件、インフレスライドに係るものが13件でございます。単品スライドについては、適用の実績はありません。

発注年度による契約件数に対する割合といたしましては、令和3年度が141件中1件で0.7%、令和4年度が121件中2件で1.6%、

令和5年度が148件中7件で4.7%、令和6年度が130件中4件で3.0%となっております。

○友永修議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

御答弁どうもありがとうございました。

それではまず、市内の中小企業支援について再質問をさせていただきます。

御答弁では、市の窓口には具体的な相談が寄せられてない一方で、業界団体に確認をすると、製造業や建築関係などで材料不足や価格高騰の影響が確認されたとのことでした。ただし、市の窓口やメールマガジンにつながっている事業者だけでは、現場の実態を拾い切れていない可能性もあると考えています。

そこで2点お伺いします。

1点目、今回の業界団体への確認を一度きりで終わらせず、今後も継続的に現場の状況を把握できる仕組みにできないかどうか。

2点目、市の窓口やメールマガジンにつながっていない個人事業主や小規模の下請事業者など情報が届きにくい事業者に対して、どのように支援策を周知していくのかについてお聞かせください。お願いします。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

本市におきましては、市が設置あるいは参画する各種の会議体や市が実施する事業などを通じて市内の業界団体と多面的な接点を有してございますので、日頃から円滑に情報共有を図れる環境にございます。今後はこれらの機会を十分に生かして状況を的確に把握し、実態に即した支援につなげてまいりたいと考えてございます。

また、議員御指摘のとおり、情報が届き

にくい個人事業主様や小規模の下請事業者様の方々への支援策を確実に周知することは、重要な課題であると受け止めてございます。他方、限られた行政のリソースの中で、行政主導のプッシュ型の情報提供のみで全ての事業者様に漏れなく情報を届けることは、現実的には困難な側面があるということも事実でございます。

本市といたしましては、広範かつ迅速な周知が可能なホームページやメールマガジンによる情報発信を基本としつつ、引き続き地域の支援機関や業界団体等と緊密に連絡を図ってまいります。さらに、市の窓口におきましても事業者様の置かれている状況の的確な把握に努めるなど、多様な手法を有機的に組み合わせながら、必要な情報を事業者様に届けられるよう、引き続き効果的な周知に努めてまいります。

○友永修議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

どうもありがとうございました。市内企業の情報収集や支援策の周知の充実に取り組んでいただけるとのことで、前向きに受け止めております。

資材の調達や価格転嫁、資金繰りに困難を抱える事業者に対しては国が融資や価格転嫁対策など重層的な支援を講じており、市がそこへ確実につなぐことが重要であることは十分理解をしております。その上で、本市が主体的に担っている役割もあると考えますが、市にとって、国の支援につなぐことに加えて市自身が果たしている役割や、今後強化できることについて教えてください。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

議員御案内のとおり、本件につきまして

は、既に国が事態の収拾に向けて直接情報を収集し、集中的に問題解決を図る体制を構築し、対応に当たっているところでございます。したがいまして、現時点では国の支援策を着実に事業者様へつなぐことが、本市がなし得る最も有効な支援であるというふうに考えてございます。これに関連する取組といたしまして、市のホームページに国による支援施策が網羅された中東情勢関連ワンストップポータルへのリンクを掲載したほか、岸和田市企業支援メールマガジンの号外を発行いたしまして、登録事業者に対し、ダイレクトに国の相談窓口や支援策の周知を図ってまいりました。あわせて、市内の関係機関、関係団体との情報共有と連携にも努めているところでございます。

その上で、これ以外に本市が担うべき役割といたしましては、まず経営の影響から資金繰りに支障を来している事業者様に対する金融支援が挙げられます。具体的には、業況の悪化している特定業種に向けた支援制度であるセーフティネット保証5号の認定窓口として、迅速な対応に努めているところでございます。

また、大阪府の制度融資に市独自の優遇措置を講じた岸和田市中小企業サポート融資におきまして、金利の下げや利子補給、信用保証料補給による支援を行っております。さらに、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者様を対象とする小規模事業者経営改善資金、マル経融資でございますが、これについても同様に、利子補給による独自の支援を行っているところでございます。

これらに加えて、事業者が抱える経営課題の解決に寄り添うため、岸和田市ワンストップビジネス伴走支援センターにおきまして、専門のアドバイザーによる経営

改善に向けた伴走支援を実施してまいります。

最後に、御質問の本市が今後強化できることについてでございますが、事業者が抱える多種多様な経営課題に対しまして、市が展開している様々な支援策の中から最適な施策へと迅速かつ的確につなぐ伴走型の支援の強化を図るなど、現場の実態に即した実効性の高い支援に努めてまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

御答弁どうもありがとうございます。国が捉えている実態と市の現場が把握している実態の乖離がある場合には、市が国や大阪府へ岸和田市の実情を伝え、必要な支援を求める役割があると考えています。

あわせて、今後も物価上昇が続く経営環境を見据えれば、特定の原材料に依存しない構造への転換や省エネ、省力化への投資など事業者のビジネスモデルの見直しを中長期的に支援していく視点も必要だと考えますが、これらについて市の見解をお伺いさせていただきます。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

今後のインフレの継続を見据えた事業者の事業転換や省エネ・省力化投資など中長期的なビジネスモデルの見直しを支援していくことは、地域経済の活性化と持続可能性を確保する上で重要な課題であるというふうに認識してございます。

これに関しまして、現在本市が実施しております直接的な支援策といたしましては、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金による省エネ化、デジタル化等の支援や、岸和田市ワンストップビジネス伴走支援セン

ターによる経営相談がございます。このほかの対応といたしましては、財政支援の規模が大きい国や大阪府をはじめとする各種支援機関による施策が大きな役割を果たすものと考えてございます。

本市といたしましては、現場に最も近い基礎自治体として、国や大阪府等が実施する支援策へ地元の事業者様を迅速かつ確実につなげていくことも重要な役割であると認識してございます。今後とも事業者様が直面する現場の実態を把握し、必要な情報提供や伴走支援に努めるとともに、国や大阪府等の他の支援機関による施策に的確につなぎ、実効性の高い支援を事業者様に届けられるよう努めてまいります。

○友永修議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

御答弁どうもありがとうございました。市の窓口で相談が寄せられていない中でも、業界団体に直接確認して塗料や潤滑油の不足といった現場の実態をつかんでくださったこと、またセーフティネット保証の認定や市独自の融資、利子補給など市として主体的に担っておられる支援を具体的にお示しいただいたことについて、心強く受け止めさせていただきました。

その上で、要望を申し上げます。

大きな補助金や支援体制の構築は国や府の施策による部分が大きいことは理解しておりますが、それでも全国や府全域と岸和田市が同じ状況なのかどうか、同じ支援で十分なのかなど、岸和田市の状況を誰よりも把握できているのは岸和田市であるべきだと思います。国や府の支援策を市内事業者へ確実に届けること、そして市内事業者の状況を継続的に把握し、国や府の支援だけでは対応し切れない課題が見えてきた際には本市独自の支援策も検討できる体制づ

くりを進めていただきたいと思います。

そして、今回の質問は中東情勢をきっかけとしたものですので、短期的には、このような大きな外部環境の変化によって、本来であれば十分な収益力を持つ企業が倒産してしまうことを防ぐ視点が重要だと考えています。一方で、中長期的に見れば、中東情勢に限らず、大きな外部環境の変化は今後も避けられません。だからこそ、こうした変化にも負けず、しっかりと収益を上げ、雇用を生み出し、岸和田の活性化につながる企業が育ちやすい環境づくりを市としても目指していただくことを期待して、1つ目の質問を終わります。

それでは、スライド条項についての再質問に移らせていただきます。

御答弁では、単品スライドの実績はこれまででないということでした。一方で、足元では塗料や塩化ビニールなどの石油由来製品の入手難が生じています。

そこでお伺いをします。最近、建設工事の受注者から、物価高騰や資材の入手困難について相談は寄せられているか。また、その相談やスライドに関する協議は、契約検査課と各発注課のどちらで対応しているのか。市全体として、変更契約に至らなかったものも含め、相談や協議の状況を把握できるのかどうかについてお伺いをします。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

スライドに関する相談や協議につきましては、主に工事担当課で対応しており、契約検査課では変更契約を締結したものを把握しております。変更契約に至らなかったものも含めた相談・協議の状況の全体像につきましては把握できておりません。

受注者様からの相談につきましては、今年度に入ってから、工事担当課より情報提

供が1件ございました。内容は、資材の入手が難しくなった場合の対応についての相談でございました。

○友永修議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

御答弁どうもありがとうございます。

では、今後、石油由来製品をはじめとする特定資材の高騰が続けば、単品スライドが必要となる場面も出てくると考えます。受注者の中には、制度を御存じない方や、見直しを申し出にくいと感じる方もおられると思います。

そこで、スライド条項について、ホームページの周知にとどまらず、契約時の個別の説明や業界団体を通じた周知など、受注者に確実に届く形での周知ができないのかお伺いをします。あわせて、相談や協議にどう対応していくのかについてもお示ください。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

スライド条項につきましては、工事請負契約書への記載やホームページでの運用基準の公開という形を取っているところでございますが、今般の状況に対応するため、ホームページにおいて改めて周知するとともに、契約締結の手続の中におきましてもスライド条項の制度について説明を行ってまいりたいと考えております。

また、契約後の相談や協議につきましても、これまでと同様に適切に対応し、基準に該当するものにつきましては契約変更を行ってまいります。

○友永修議長

藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

御答弁どうもありがとうございました。

本市が国に義務づけられるより前からスライド条項の運用基準を整え、実際に運用してこられたことは、受注者を守る備えとしてしっかりとした対応をいただいているというふうに非常に高く評価をさせていただきたいと思います。

その上で、要望としてお伝えさせていただきたいのですが、制度は整えるだけではなく、本当に必要としている人に届き、使われて初めて意味を持つものだと考えます。今、現場で汗を流しておられる事業者の中には、資材の高騰に耐えながらも、この制度を十分に活用できていない方がいらっしゃる可能性もあると考えます。制度の認知不足やキャッシュフローの問題、申請に要する手間など様々な要因が考えられますが、だからこそ変更に至った件数だけではなく表に出てこない声にも市全体で目を配っていただきながら、事業者が必要なときにしっかりと利用できる制度であっていただきたいと思います。

そのためにも、まずは現状を把握することが重要だと考えます。先ほどの御答弁では、相談や協議の段階のものは市全体としては把握できてないとのことでした。各課に寄せられた相談や協議の状況を全庁で把握できる仕組みを整えることが、制度を本当に使われるものにしていく第一歩になると考えます。

岸和田のものづくりとまちの土台は、一つ一つの現場と、そこで働く方々の手によって支えられています。そうした企業が安心して市の工事を受注し、定められた基準に基づいて確実にスライドを活用できるよう、改めての周知と確実な対応をお願いしまして、私からの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○友永修議長

次に、昼馬議員。

(8番 昼馬光一議員登壇)

○8番 昼馬光一議員

無所属フォーラムの昼馬でございます。議長の許しを得ましたので、一般質問させていただきます。5問ございます。

まず1問目、社会体育施設の再編について、生涯学習部にお聞きします。

岸和田市立社会体育施設再編第2期実施計画（市民プール編）ですが、岸和田市屋内プール整備運営基本計画が令和8年3月に策定されました。市民プール等の現状と今後の方向性についてお答えください。

2問目です。物価高騰重点支援給付金と登下校時の子供見守りシステムの施策決定と施行について、企画課、成長戦略課に質問いたします。

昨年、新たに実施されている物価高騰重点支援給付金の活用と登下校時の子供見守りシステムの施策の実施決定についてお聞きします。

本市のまちづくり行政を行う上で、新たな取組の方向性については、政策調整会議を経て政策決定会議で決められていく規定があると思います。委員は、市長をはじめ、副市長、教育長、そして市長が指名する者としてその施策を進める部署の職員が入り、検討されていると思います。物価高騰重点支援給付金の活用と登下校時の子供見守りシステムの施策の決定については、政策決定会議を経ずに進めていると思われますが、改めて政策調整会議及び政策決定会議について御説明いただくとともに、政策決定会議を経ずに進めた理由と施策の実施決定についてお聞きします。

3問目です。子ども食堂について、こども家庭応援部にお聞きいたします。

2012年に東京都大田区で第1号となる子ども食堂が開設されて以降、2025年には全国で1万2602か所に増加し、全国の中学校

数を超える数となりました。利用数は、子供利用者が1732万人、大人と合わせた利用者数は2533万人と多くの人々の孤独の解消や食事支援、アクティブシニアが活躍できる場としての役割を発揮している状況です。

私が住む天神山荘苑自治会では昨年10月から、社会福祉協議会の助言を受け、子ども食堂、みんなの食堂を開催しています。令和8年5月の開催で8回目を迎え、子供から高齢者まで毎回およそ60名が参加し、世代間の交流や見守りの場として定着しつつあります。こうした場合は第3の居場所として重要であり、令和8年度に設置されたこども政策課により窓口が明確になったことは、本市にとって前向きな一歩と考えます。

質問です。子供の居場所の視点から、子ども食堂が果たす役割について、本市はどのように捉えているかお示してください。

4問目です。防災の充実について、危機管理部、まちづくり推進部にお聞きします。

令和8年7月から大規模改修が行われる牛の口公園についてですが、牛の口公園は地域防災計画において緊急避難場所に指定されていますが、災害時には避難者が一定時間滞在することも想定されます。

災害時に最も深刻な課題の1つがトイレ問題であり、避難生活の質や健康維持にも大きく影響します。現在、牛の口公園には常設トイレがありますが、大規模改修を機に、マンホールトイレの設置が可能な環境整備や、携帯トイレなどの資機材を公園内に備蓄しておくことも有効ではないかと考えます。牛の口公園における災害時のトイレ対策について、市の考えをお聞かせください。

5問目です。学校給食摂取基準について、教育総務部にお聞きいたします。

岸和田市の学校給食において、毎日、児

童生徒の成長に必要な栄養バランスを考えて、おいしい給食を作ってくださる栄養士や調理師の皆様には感謝申し上げます。

ホームページにも掲載されている献立表を拝見しますと、現在はカロリー表示が中心ですが、健康を考える上では、現代食において特に不足しがちなビタミン、ミネラル、食物繊維についてはきちんと摂取できているのかが気になるところです。これらの栄養素について、献立表で基準値に対しての摂取量などを表示してはと思うのですが、お聞かせください。

以上です。あとは自席でやらさせていただきます。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

まず最初に御質問の1、市民プール等の現状と今後の方向性につきまして、生涯学習部より御答弁をさせていただきます。

市民プール等につきましては、高度経済成長期の人口が急増した昭和30年代後半から順次整備をしてきましたけれども、その多くが築50年以上を経過しておりまして、老朽化が進んでいる状況でございます。

また、近年、酷暑の影響等で外気温のみならず水温が上昇することによりまして、水の中にいても熱中症にかかる危険性が生じてございます。さらに、市民プール等は、一般利用や団体利用のほかには学校水泳授業にも利用をされていますが、天候不良等によりまして授業の実施が左右される現状がございます。

これらの課題を解消いたしまして、将来にわたって市民の皆様が安心、安全に水に親しみ、運動ができる環境を確保するために、現在、令和11年度中の供用開始を目指しまして、まなび中央公園内の屋内プール整備に向けた準備を進めているところでござ

ざいます。なお、屋内プールを整備するまでは、原則として安全に利用できる既存のプールの供用を継続していくとともに、民間の屋内プールでの市民開放デーの実施など、市民の皆様の水に親しんでいただける機会の確保に取り組んでまいります。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

御質問の2、施策の実施決定につきまして、総合政策部より御答弁申し上げます。

政策調整会議及び政策決定会議につきましては、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程に基づき設置しております。

政策調整会議は、付議された事項について、政策決定会議に先立ちその内容を審議し、必要に応じて関係部局に指示または部局間の調整を行うものでございます。政策決定会議は、市政運営の最高意思決定の場として、政策調整会議で承認された付議事項について審議及び決定を行うものと規定されております。

本規程に定められております付議すべき市政に関する重要事項は計画の構想や基本方針などでありまして、その大きな方向性について審議しております。物価高騰重点支援給付金の活用及び登下校時の子供見守りシステムなどの個々の事務事業につきましては、付議の対象ではなく、事務決裁規程に基づく手続により決定されるものでございます。以上でございます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の3、子ども食堂の現状と発展について御答弁いたします。

国が示す子供の居場所は、安心・安全で誰もが利用しやすく、食事、学習、相談を

一体的に提供し、学校、福祉、医療と連携して早期発見、支援につなげることを目標としております。

子ども食堂の主な役割は、食の安定供給と栄養支援による即時的な生活支援や日常的な居場所、見守りによる孤立防止を図り、精神的安定の支援、相談の場として家庭問題や虐待リスクの早期発見に寄与する役割、学習支援や生活機能の補完的な支援などがあります。家庭だけでは十分な支援が行えない世帯に対しまして、子ども食堂は見守りと生活支援を兼ねた第3の居場所として重要性が高まっていると捉えております。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の4、防災の充実について、災害時のトイレ対策について危機管理部より御答弁いたします。

一たび災害が発生し、通常使用している水洗トイレなどが機能なくなると、排せつ処理が滞ることによる衛生面の悪化や、避難所でトイレの使用を控えようとして、水分補給や食事の制限に起因するエコノミークラス症候群など災害関連の疾患につながる健康被害が懸念されることから、避難生活におけるトイレ対策は非常に重要な課題であるものと認識しております。

議員御提案の牛の口公園につきましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れて自らの生命を守るための一時的な緊急避難場所として指定しておりますが、あくまで一時的な退避を目的としており、長時間の滞在は想定していないため、現在は備蓄品は配備しておりません。しかしながら、一時的な退避が長期間にわたることも想定し、公園内にあるトイレブースを活用できるよう、可能な範囲で携帯トイレを公園の倉庫等に配備し、

災害時に活用していただくことを関係課と検討いたしたいと考えてございます。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

教育総務部には学校給食摂取基準について御質問を頂いておりますので、お答えいたします。

学校給食献立表では、様々な栄養素を記載しているところがございます、全く載せていないところもあるなど、その記載の方法に関しては自治体によって様々でございます。本市では、栄養素として代表的なエネルギー、たんぱく質、脂質を表示いたしております。

献立表の紙面には、毎日の献立のほか、食育に関する情報やお知らせなど多くの内容を掲載しておりますので、現状の3項目以外を新たに掲載するには、紙面の制約上から困難であると考えてございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

それでは、1問目の社会体育施設の再編について再度質問させていただきます。

まなび中央公園内に屋内プールを整備するということですが、屋内プールは1か所で足りるのでしょうか。整備後は、市民プール等は廃止するのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

屋内プールの整備箇所数や規模につきましては、近年の市民プール等やまなび中央公園プールの利用者数、屋内プールで受け入れる学校水泳授業の人数や回数、民間を対象としたサウディング型市場調査等を踏まえまして、1か所が適正規模と判断を

しております。この1か所につきましては、25メートルプール8レーン程度で、幼児用プールを含むものでございます。

また、屋内プールの供用開始に伴いまして、既存の市民プール等やまなび中央公園プールにつきましては供用を廃止し、除却する計画でございます。ただし、その一方で、老朽化や安全性等のために既に閉鎖しています施設につきましては、できるだけ早く活用するほうが市民の皆様にとっても、市有地の有効活用等の観点からも望ましいと考えておりますので、屋内プール供用開始前であっても、跡地の利活用方針が定まった施設から順次廃止をまいります。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

既存の市民プール、まなび中央公園プールなどを全て廃止し、岸和田市で屋内プールが1か所となると、気軽に子供たちが通うことができません。そうすると、子供たちのプールの利用回数は減り、泳力向上という観点からも、屋内プール1か所では支障があると考えます。みんな泳げるプロジェクトを掲げる本市としては、1か所では不十分ではないでしょうか。この点について、考えをお聞かせください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

子供の通いやすさという点につきましては、屋内プールが子供たちに親しまれる施設となるように、屋内プールへのアクセスに関しまして、現在民間事業者へのヒアリング等を行っているところでございまして、その開設までの間に市内各地からの距離や交通の便、費用負担などの点について十分に調査検討してまいります。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

距離や交通の便、費用負担などの点について、検討、よろしくお願いいたします。

市民プール廃止後の跡地の活用方法の検討に当たっては、それぞれの跡地において何が最も必要か、何がよいかという視点で考えるべきであります。そのため、スポーツ施設に限らず、幅広い視点での利活用方策の検討が必要であります。市民プール廃止後の跡地の活用について、どのように考えているのかお答えください。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

市民プール跡地の利活用につきましては、教育委員会だけではなく、市長部局と共に、市としてどのような活用方法が最適であるのか検討をしております。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

ありがとうございます。岸和田市立社会体育施設再編第2期実施計画、岸和田市屋内プール整備運営基本計画は、前市長と前教育長の下で策定されたものであると思います。計画の策定後に就任された谷教育長の意見をお伺いいたします。

○友永修議長

谷教育長。

○谷桂輔教育長

本市におきましては、先ほど部長の答弁にもございましたが、いわゆる高度経済成長期におきまして、人口の増加、そしてまた行政需要の増大などに伴いまして多くの施設が造られたところでございます。今後は、それぞれの施設の保全に関して多額の費用が必要となると見込まれているところでございます。

一方、人口に関しましては今後も減少が続くとの予想がございまして、今後ますます少子高齢化が進むと考えるかなければならない状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、将来にわたって市民の皆様が公共施設を安心して安全に利用していただけるよう施設等再編の必要があると、このように受け止めておるところでございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

答弁ありがとうございます。

これは私の意見のまとめですが、令和5年10月策定の社会体育施設再編の第1期実施計画は、心技館に始まり、そして令和8年3月に第2期実施計画市民プール編が示されました。施設が老朽化したから、利用者が減ったから、管理費の負担が大きいから、屋外プールを全てなくす。こういった足し算、引き算だけで屋外プールを全てなくして、本当にいいんでしょうか。私はあまりにも乱暴だと思います。

プールにとどまらず、公民館など地域に根差したコミュニティーの場である公共施設の再編も、今後進めていくと聞いています。人口減少、少子高齢化など将来を見据えると、公共施設の再編は必要だと思います。再編に当たり、丁寧な説明があれば、市民も必要なことだと理解すると思います。しかしながら、再編の先の魅力や教育にプラスになることが見えないのです。

岸和田市には、岸和田憲法とも言われる自治基本条例があります。すばらしい条例だと思います。この条例の理念を、私ももう一度勉強し直そうと思っています。いま一度、自治基本条例を制定した思いに立ち返って、市民に寄り添う市政を進めていきたいと思っています。

岸和田市は、住みたくないまち、教育環境が悪いなど、そんな雑音が聞こえてまいります。これは本当に深刻な問題であります。そうでない、住みやすいまちなんだ、住みたくなるまちだと言われるように、市長、職員さん、そして私たち市民も一丸となって知恵を絞って、自分事として岸和田市の市政を進めていくことをお願いして、最初の質問を終わります。

続きまして、2問目、物価高騰重点支援給付金について再質問いたします。

物価高騰重点支援給付金と登下校時の子供見守りシステムは、政策決定会議の対象外だということはよく理解しました。

引き続き、本年度の主要な施策の具体的な取組内容について伺います。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう物価高騰重点支援交付金が国から交付されていますが、本市への本年度配分見込額を示してください。

また、近隣市では、お買物割引チケット事業や水道料金の減額など、交付金を活用し実施することとなっているようですが、本市ではこういった施策を展開する予定となっていますか、併せてお答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

令和8年度に実施いたします物価高騰重点支援交付金の本市の配分額は18億659万円となっております。

本市が交付金を活用して実施する事業につきましては、低所得世帯1人当たり5000円の給付事業、他市と同様に、水道料金は8月検針分から半年間の基本料金の減免を予定しております。また、物価高騰の影響

を受ける市内店舗を支援するため、市内で利用できるポイントを市民に付与する地域ポイント事業を実施するとともに、市内参加店舗で 사용할 ことができるプレミアムつき商品券を発行いたします。

その他、物価高騰の影響を受けている介護・障害者サービス事業者や医療機関等への補助金を支給することを計画しております。以上でございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

本市の取組については理解しました。市民の皆さんが交付金の効果を十分に実感できるよう、しっかりと取組を進めてください。

一方で、本市の取組は、他市の取組と比べて分かりやすさという点で劣っている部分もあるのではないのでしょうか。他市事例では、全ての市民に現金給付している事例もあるようです。様々なメリット、デメリットを考慮して事業決定されていると思いますが、市民が実感しやすい分かりやすさも考慮の上、検討していただきたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○友永修議長

佐野市長。

○佐野英利市長

議員御提案の内容につきましては分かりやすさを感じるころではありますが、一方で地域ポイント事業等につきましても、地域内での消費が喚起できることと、そして活性化につながるということというメリットがあるというふうな想定ができております。また、このことにより、市民だけでなく、市内業者に対しましても幅広く効果が及ぶというふうに考えております。今後も、物価高対策につきましては多角的な観点から検討していきたいというふうに考えており

ます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

市長、御答弁ありがとうございます。検討、よろしくお願いいたします。

続いて、登下校時の子供見守りシステムの取組について、事業実施に至った経緯についてお聞きします。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

本事業は、企画課のウェブサイトを通じ募集している公民共創提案制度に基づきまして、民間企業から協働型の事業提案を頂いたことが契機となっております。

本事業を実施することにより、本市における安心かつ安全な暮らしの実現という地域課題に対し、民間企業の持つICT技術とノウハウを活用することで、市単独では導入のハードルが非常に高いデジタル技術を活用した新たな見守りシステムと、これまでの人の目による見守りとの重層的な見守り体制が実現できるものでございます。

以上でございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

今、答弁いただきましたが、公民共創の取組ということで、事業実施の経緯は分かりました。

一方で、事業実施の判断に当たって、市内での検討や対外的な意見聴取についてはどのようなことを行い、どういった意見があったのでしょうか。また、企業との具体的な役割分担についてはどのようになっていたのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

本事業は全小学校を対象とした取組になりますことから、昨年7月から、教育委員会関係課及び校園長会に概要説明と併せて御意見をお聞きしました。その後も調査研究を進め、10月に導入を決定いたしました。

頂きました意見としましては、教育委員会や教育現場の業務量の増加、一部小学校で導入されている校門通過時の通知システムとの兼ね合いを懸念するものでした。なお、検討を中止すべき御意見はございませんでした。

次に、市と民間企業との役割分担につきまして、本事業はそれぞれ単独では実現できない取組であることから、協働により、双方が責任を持って役割を分担しております。企業側の役割は、通学路調査、見守り基地局の設置協力依頼や機器設置、その他機器やシステム運用に係る費用の全額負担を担っております。市の役割としましては、教育委員会をはじめ、庁内関係部署や全小学校への意見聴取、情報共有を図り、企業が円滑に活動を行うための環境整備を担っております。以上でございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

企業、市のそれぞれが役割分担をしながら取組を進められたということですが、本事業は地域の事業者の方や御家庭などの協力があって成り立つ仕組みだと思いますが、地域への説明はどういったことをされたのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

議員おっしゃるとおり、地域の皆様には、事業の取組に欠かせない見守り基地局の設置に御協力を頂いております。地域の皆様

への説明につきましては、テレビ岸和田様、ラジオきしわだ様の御協力による周知のほか、昨年11月と今年1月の校区長会議に出席し、本事業の趣旨、目的、連携パートナー及び地域への訪問予定時期について御説明させていただきました。あわせて、各町会長へ資料配布を御依頼することで情報提供に努めてまいりました。以上でございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

校区長会議で御説明をいただき、各町会長への資料配布を御依頼されたということですが、特に見守り基地局の設置依頼については企業側の役割ということで理解していますが、設置に伴う電気代の御負担などは御協力いただく事業者や家庭であることから、市主導により丁寧な説明があってもよかったのではないのでしょうか。

また、設置に当たっては、受信機を置く窓際にコンセントがなく、電気の延長コードや置き台を購入し、御負担いただいた御家庭もあると聞いています。本来は行政が負担すべきではないのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

企業が見守り基地局設置の依頼のために、地域の事業者様、店舗様及び戸別に御家庭を訪問しております。訪問の際は、市長及び教育長連名の依頼文を持参の上、本事業の趣旨や、機器設置場所の御提供と月10円から20円程度の電気代の御負担が生じること、また任意での協力になる点なども丁寧に御説明し、趣旨等に御賛同いただいた方々に御協力を頂けたものと認識しております。

また、事業者からは、受信機は屋内のコンセント付近の棚上に設置させていただくことを前提とし、困難な場合は準備した資材にて対応するなど、事業者の責任において設置する旨、報告を受けております。御指摘の電気の延長コードなどを購入し、御負担いただいた御家庭もあるとの事案について事業者に聞き取りを行ったところ、持ち合わせがなくなり、購入の上、再訪問する旨、申し出ましたが、協力者様の御厚意で所持されていた延長コードを使用することになったものと確認しております。しかしながら、準備不足により御迷惑をおかけいたしましたので、事業者に対しましては、今後責任を持って対応するよう申入れを行っております。以上でございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

ありがとうございます。また、当初、山手地区では受信機の設置がなかったと聞きましたが、指摘を受け、設置に至ったと聞いています。事業者による通学路の調査は、岸和田に地理感がない中で実施されていたのではないのでしょうか、お答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

通学路調査は、事業者と企画課職員が同席の上、全小学校の校長、教頭に聞き取りを実施いたしました。

受信機の設置につきましては、設置候補エリアにある公共施設及び事業所を優先し、それがないエリアにつきましては個人宅への交渉が行われました。地域特性からいずれも設置困難なエリアにつきましては、協力者が見つければ受信機を設置する方針で当初から進めてございます。

今年度は、8月末の完了を目指し、全校

区にて受信機の増設が計画されております。
以上でございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

答弁ありがとうございます。今回のような地域の力を必要とする新たな施策の実施に当たっては、いろいろなケースを想定し、議論し、地域への説明を丁寧に行いながら事業を進めていただきたいと思います。

また、通学路に限らず、もっと広い範囲を受信できるように改善を求めまして、この質問を終わります。

続いて3問目です。子ども食堂について再質問いたします。

第3の居場所としての重要性が高まっていると捉えているということですが、それでは、子ども食堂を充実させる上で現時点での主な課題をお示してください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

NPO法人が子ども食堂の運営者に対して行いました「南大阪地域におけるこども食堂の困りごと調査2025」のアンケート結果では、運営に当たりまして一番困っていることという設問において運営資金の不足が圧倒的に多く、自治体から支援してほしいものとしても、食材などの物資支援に次いで補助金、助成金が多い結果でした。

本市でもボランティア団体などが子ども食堂を運営しておりまして、行政として支援の在り方を検討していきたいと考えております。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

それでは、第3の居場所の活動において、重層的に絡む家庭の諸問題を発見し、担当

部署と連携することも重要な役割とされています。その役割を発揮するために、専門的知見を持つコーディネーターの配置や育成など、課題解消に向けた方向性についてどのようにお考えかお示してください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

子供の貧困、コロナ禍や物価高などを背景に、自治体には総合的な支援が求められています。具体的な支援策の事例としましては、御指摘のあったコーディネーターの配置に係る人件費や研修費の助成、児童保護や個人情報の管理に係るルールの整備と研修の実施、また学校、福祉、医療機関での情報共有の在り方などが挙げられます。

まずは子供の安全を最優先に、国の方針や社会情勢などを踏まえた支援の在り方を調査、分析してまいります。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

ありがとうございます。子供の居場所の役割や求められる機能の1つに、子供たちが抱える課題の早期発見があります。子供たちが抱える課題には、保護者の養育能力や生活困窮状態など個々の事情もあり、子供の居場所の運営者が解決できることばかりでなく、コミュニティソーシャルワーカーや様々な専門職との連携が必要です。所管する担当課においても、支援が必要な家庭それぞれの課題によって、複数の関係部署が連携することが必要不可欠です。

また、高齢者の活躍の場、生きがいづくりにもなっており、子供の居場所に直接関わらない部署においても間接的に関わる可能性があります。

これらを踏まえ、子供の居場所支援だけでも切り口は多岐にわたり、関係する部署

も多くあることから、庁内各課の連携充実を図られることを切望して、この質問を終わります。

続きまして、4問目です。防犯の充実にについて再質問いたします。

牛の口公園における災害時のトイレ対策について、可能な限り携帯トイレの配備をよろしくお願いいたします。

近年、大規模災害時には指定避難所の収容能力を超える避難者が発生することも想定されています。牛の口公園は広い敷地を有していることから、現在の緊急避難場所としての位置づけから大規模災害に避難所施設として利用できる施設に変更してはどうかと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

避難所の指定につきましては、本市地域防災計画において、災害時または災害の発生するおそれがある場合に、確実な情報伝達が可能で、市民の一時的な安全を確保するとともに、家屋の倒壊や風水害等により避難を余儀なくされる市民の収容施設とするため、避難者1人当たり1.65平方メートル以上の有効施設面積が確保できる防災活動拠点となる場所で、小学校区を基本とした第1次防災生活圏を基本として指定することとしております。

牛の口公園に関しましては、現在は運動広場として広く利用されていることから、災害時に地域住民の方が一時的に避難できる緊急避難場所として、今後も引き続き指定してまいりたいと考えております。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

答弁ありがとうございます。

続いて、在宅避難は住み慣れた環境で生活を継続できる有効な避難形態ですが、一方で南海トラフ巨大地震による津波被害などでは自宅や生活物資そのものが被災することも想定されます。また、避難所開設までには一定の時間を要することから、その間の生活を支える備えも重要であると考えます。

そこで、地域ごとに備蓄倉庫を整備し、食料や生活必需品を分散備蓄することについて、市の考えをお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

在宅避難は、自宅に倒壊や浸水、火災の危険性がなく安全が確保できる場合に避難所に行かずに避難生活を続けることで、住み慣れた環境に身を置くことができ、心身の負担軽減につながるものとされてございます。この在宅避難には一定期間の生活を維持できる物資の備蓄が必要となることから、本市ではローリングストックなどの手法による家庭内備蓄などを推奨してるところでございます。

現在、本市の災害用備蓄物資は、JR阪和線高架下倉庫、NTT岸和田ビル2か所及び藤浪倉庫株式会社の計4か所に一部集中備蓄をしており、それ以外は地域ごとの各指定避難所に分散備蓄をしておりますので、災害時におきましてはこれらを柔軟に活用していただくこととしております。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

ありがとうございます。

続いて、避難所となる学校施設については主に体育館を活用することが想定されていますが、避難者数が増加した場合や、女性専用スペース、授乳室、要配慮者スパー

スなどを確保するためには普通教室等の活用も必要になると考えます。学校施設を避難所として運営する際の校舎利用に関する市の考えをお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害の規模にもよりますが、避難者が多数に上る場合は体育館のほか、普通教室等の校舎につきましても、学校管理者と協議の上、活用することを想定しております。

また、毎年実施しております避難所配備職員と施設管理者との打合せでは、一般の避難者に避難していただく体育館とは別に、体調不良者や要配慮者のための専用スペースを確保することについても協議しているところでございます。

なお、学校の授業が再開される際には、可能な限り避難者の方にはスペースを集約していただき、優先的に普通教室等を明け渡していただくことになると考えてございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

続いて、災害発生時には、授業中であれば、多くの児童生徒が学校から避難場所へ避難することになります。そのような状況に備え、避難先となる施設へ食料や飲料水、毛布などの必要な備蓄品をあらかじめ配備しておくことが重要であると考えますが、市の考えをお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害用備蓄物資につきましても、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害で想定される避難者数を基に備蓄目標数量を定め、大阪府との役割分担の下、食料やお

むつ、生理用品、災害用トイレ等の生活用品を備蓄してございます。

また、備蓄物資の保管場所に関しましては、これまでは主に中学校区単位で1か所に集中備蓄しておりましたが、全ての避難所に必要最低限の物資を配備し、発災当初から活用できるよう、施設管理者と保管スペース等について協議をしながら分散備蓄を進めているところでございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

答弁ありがとうございます。

最後に、まちづくり推進部にお聞きします。

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅については、耐震性に課題がある可能性が指摘されています。しかしながら、多くの方が自宅は大丈夫と考え、危険性を十分認識していない実態もあるのではないのでしょうか。住宅政策担当部署と危機管理部門が連携し、旧耐震住宅の所有者に対して耐震化の必要性や地震時の危険性をより積極的に周知していくべきと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○友永修議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

昭和56年5月以前に建築確認を受けた旧耐震基準の住宅にお住まいの方をはじめ、より多くの市民の方に建築物の耐震化の必要性について周知徹底を図るため、耐震補助制度のチラシを各町会・自治会で各家庭に回覧していただいております。また、例年6月に建築防災セミナーを開催し、講演会と個別相談会を実施してございます。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

御答弁ありがとうございます。限られた人員や予算の中で御苦労されていることは承知しておりますが、防災対策に終わりはなく、常によりよい形を目指していくことが重要であると考えます。引き続き、市民の安心、安全のため取り組んでいただくことをお願いし、この質問を終わります。

続いて、5問目です。学校給食摂取基準について再びお聞きします。

文科省の学校給食摂取基準は厚労省の食事摂取基準に対して割合が定められており、それを基に学校給食において摂取すべき栄養素の基準を示しています。子供が欠乏しやすい栄養素についてなど、1日に必要とされる摂取量の33から50%を給食で摂取できるように決められているそうですが、岸和田市においては、その値についてはどういう状況でしょうか。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

学校給食の献立表に記載していないカルシウムやマグネシウム、各種ビタミン等の要素については、基準値を達成できている月もあればできていない月があるなどばらつきがございまして、引き続き、基準値を満たすよう献立の工夫を行ってまいりたいと考えております。

また、エネルギー量に関しましては、本市の児童生徒の身長などから割り出した学校給食実施基準に対しまして、おおむね92から95%となっております。その要因の1つといたしまして、食物アレルギーに配慮した物資はエネルギー量が低いものでも選定いたす、そういうことですか、乳や卵など食材そのものをもう献立から減らす、こういう配慮を行っておりますので、これによってアレルギーのある児童生徒もほかの児童生徒と同じように給食を食べられる

ように、こういう形では努めております。

成長期にある子供たちにとって、栄養バランスの取れた食事、これは極めて重要であると考えてございますので、今後も引き続き、エネルギー量を基準値に近づけられるよう献立の工夫に努めてまいります。

○友永修議長

昼馬議員。

○8番 昼馬光一議員

答弁ありがとうございます。

近年、支援が必要な子供が増加しているように感じます。その原因は様々であると思いますが、食との関係は否定できません。例えば、鉄不足は集中力や注意力に影響します。亜鉛不足は、行動や感情のコントロールに関係します。マグネシウム不足は、いらいらしやすさに関係するなどの可能性があります。

これらの観点から、岸和田市の給食において、子供たちに必要な栄養素の摂取量が達成されているか。特に、不足しがちな栄養素については、1日に必要とされる摂取量の33から50%を給食で摂取できているかの確認をお願いします。

また、毎月学校から配布される献立表などで栄養素についても分かりやすく表示していただけると、より理解が深まり、給食の価値がより分かりやすくなると思いますので、何とぞ御検討よろしく願いして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午後1時再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、岸田議員。

(24番 岸田厚議員登壇)

○24番 岸田厚議員

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。さきの質問と重複するような部分もありますが、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

イラン戦争による物価高、原油関連製品の不足、高騰に対する岸和田市の対応についてお尋ねをいたします。

米国、イスラエルによるイランへの侵攻が始まって、約3か月が過ぎます。米国とイランの間で戦争終結に向けた協議が行われていますが、行方はいまだ不透明な状況が続いています。

イランがホルムズ海峡を事実上封鎖し、外国船舶の原油や天然ガスなどの輸送をストップさせると、米国が軍事力による海上封鎖を実施し、イラン船舶なども運航させずに経済圧力をかけました。原油などの天然資源が中東から国際市場に供給されなくなり、世界経済に深刻な混乱をもたらしています。

まずは戦争そのものを終結させることが最も重要であり、日本政府も国際社会と連携し、戦争を終わらせるよう、米国、イスラエルに対し強く求めなければなりません。

今回の中東情勢の悪化は、原油価格、資源価格の高騰、さらには物流の混乱を招いています。石油化学系資材、塩ビ管、塗料、シンナー、梱包材、ナフサ由来の製品、アルミ、海上運賃高騰による輸入品など、不足、遅延、価格高騰の直撃を受けており、納期未定や出荷制限、黒字倒産リスクが現実化している状況です。その影響は、ガソ

リン代、電気・ガス料金、食品価格、資材価格など、市民生活と地域経済のあらゆる分野に波及しています。

岸和田市として、これらの影響をどのように分析し、どのような対策を講じるのか、順にお伺いをいたします。

最初に、市民生活への影響と物価高騰対策についてお伺いします。

生活必需品の高騰や原油価格の上昇は、家計に占める食料費、日用雑貨、ガソリン代、灯油代、電気料金の上昇につながり、特に低所得者世帯、子育て世帯、高齢者世帯に大きな負担を与えています。まず、イラン情勢による物価高騰の影響を市としてどのように分析しているのか、特に食料品やエネルギー価格上昇が市民生活に与える影響について、市独自の試算があればお示しください。独自の試算がないのであれば、政府が示す国民生活に及ぶ影響をどのように捉えているのかお示しください。

次に、市内の中小企業への影響についてお伺いします。

製造業、運輸業、建設業を中心に、燃料費、資材費の高騰、物流遅延による納期リスクが顕在化しています。市内企業が受けている影響をどのように把握しているのか、業種別の影響分析などを行っているのか、お示しください。

次に、公共施設のナフサ不足の影響や、食料品や光熱費増加に対する市財政への影響についてお伺いいたします。

市役所、学校、福祉施設など、食料品や日用品、光熱費も上昇しており、市財政への影響は避けられません。まず、学校、保育所における給食費への影響についてお示しを下さい。

また、有料指定袋については、本会議の1日目の質問で、在庫は5月末で合計約519万5000袋で、昨年度平均受注換算で約8か

月分相当になることや、4月、5月は店頭受注が増加していますが、現時点では大きな品薄は確認されておらず、増加傾向が続く前提でもおおむね11月頃までもつ見込みということ、令和8年分の製造は契約済みであると、本市の在庫・受注状況を確認いたしました。改めて、今後の見通し、懸念材料について御説明ください。また、物品調達など、支障が出ていないのかお尋ねします。

以上、壇上からの質問とし、あとは自席にて行います。御清聴ありがとうございます。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

物価高騰の影響試算につきまして、総合政策部から御答弁申し上げます。

食料品やエネルギー価格上昇が市民に与える影響を、市独自に数値化したような試算はございません。

政府が試算している状況の把握につきましては、内閣府から令和8年2月に公表されました日本経済レポートによりますと、消費者物価は2022年8月以降、前年度比で3%前後の上昇率が続いております。物価高が継続しているとされております。その中でも、2020年代以降、食料、特に生鮮食品の上昇が顕著とされているところです。

また、低所得世帯ほど食料や水道・光熱費が消費に占める割合が高いともされております。低所得世帯ほど影響が大きいものと考えられます。以上でございます。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

市内中小企業への影響について御答弁申し上げます。

今般の中東情勢悪化に伴う石油製品等の

供給への影響につきましては、国が事態の収拾に向けて、直接情報を収集する体制を構築し、対応しているところでございます。事業者の実態把握につきましては、本年3月23日に全国の各地域に中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口が設置され、情報収集と相談対応に直接当たっております。大阪府内では、日本政策金融公庫の各支店や岸和田商工会議所を含む各地域の商工会議所など48か所の窓口が設置され、きめ細やかに対応できる体制が整えられております。

御質問の市内企業の実態把握についてでございますが、まず現時点で、本市産業政策課の窓口には事業者からの具体的な相談は寄せられていない状況でございます。一方で、特別相談窓口を設置しております市内の支援機関1か所と大阪府内の支援機関2か所に聞き取りを行ったところ、市内の支援機関には具体的な相談が寄せられていないものの、府内の2つの支援機関においては、窓口設置後、約2か月余りの府域全体の累計相談件数がそれぞれ30件余り、700件余りの相談が寄せられていることを確認したところでございます。

また、市内の複数の事業組合等に対しましても直接ヒアリングを行ったところ、主に製造業や建設業の一部において、塗料、シンナー、潤滑油などの原材料等の流通停滞や価格高騰の影響が表れているという情報を得てございます。

さらに、今月上旬には約340の市内の事業者様に対しまして岸和田市企業支援メールマガジンの号外を発行し、国の相談窓口や支援策を周知するとともに、今般の中東情勢悪化による経営への影響に関する緊急アンケートを実施いたしました。その結果、1事業者様から具体的な影響を生じている旨の回答を頂いたところでございます。

次に、業種別の影響分析に関する御質問でございますが、これまでのところ、市独自の調査分析には至っておりませんが、国から随時公表される情報等を注視しつつ、状況の把握に努めているところでございます。政府の公表している資料等によると、ナフサを原料とする化学製品やそれらを用いた資材を使用する製造業・建設業などにおいて、流通停滞や価格高騰の影響が特に表れていると分析されてございます。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

学校における給食への影響につきまして、教育総務部からお答えを申し上げます。

多少の物価高騰はございますが、それがある程度見込みまして予算化をいたしておりますので、現在のところ、子供たちへの給食への影響というのはございません。以上でございます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

保育所に関する部分につきまして、こども家庭応援部より御答弁いたします。

食材の高騰は確かにございますが、公立・民間園共に給食は通常どおり提供できております。

民間園に対しましては、令和8年度当初予算で物価高騰対策運営支援助成金を予算化しておりまして、引き続き安定した給食の提供に努めてまいります。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

ごみ袋に関する部分についてお答えいたします。

市が保有するごみ袋の在庫につきまして

は十分に確保しており、また販売店舗での店頭在庫も不足はございません。今後の供給の見通しも立っております。

懸念としましては、需要が急増した場合に、一時的に一部店舗で在庫が不足する可能性がある点でございます。一部の市民の間では、ごみ袋がなくなるのではないかとという不安の声もあるとお聞きしておりますが、冷静な行動をお願いしているところでございます。引き続き、販売店受注の監視と、市民への過度な買いだめをしない適正な購入の周知を継続することで安定供給に努めてまいります。

また、有料指定ごみ袋など袋製品などの物品調達については、単価は高くなっているものの、現状、業務に支障が出ている状況ではございません。

○友永修議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今、御答弁を頂きました。

まず、最初の市民生活に及ぶ影響ですけれども、なかなか具体的な数字というのは上がってこないというふうに思いますが、政府が発表している数字では、やはり低所得者世帯に大きく影響があるというふうにお聞きをしています。日常の買物を行っている方々からも、買物に行くたびに次々と商品が値上げされていて、買物に苦勞すると。毎日のスーパーの広告を見て、安い店舗に行くなどの声も出されています。

本市では、水道料金の基本料金の支援やプレミアムつき商品券などが実施をされることになっています。しかし、今回のイラン戦争の影響で、物価高騰は市民生活にさらに大きな影響を与えることが予想されます。政府も追加の重点支援地方交付金を計画しているようですが、この交付金の使途について十分な検討が必要であると思いま

すが、市の見解をお聞きます。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

議員お示しのとおり、国から追加支援の交付金が予定されておりますので、こちらを活用し、追加支援をしたいと考えております。今後の追加支援につきましても、多角的な観点から検討し、市民だけでなく市内事業者にも幅広く効果が及ぶよう、最善となる手法を選択したいと考えます。以上でございます。

○友永修議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今お示しがありました。これから行われる水道料金の減免やプレミアム商品券が市民生活にどれだけ役立つかということも含めて検証を行っていただいて、やはり今後、市民生活を守るために、ぜひ積極的な支援策をつくっていただきたいというふうに思います。

大変市民が苦しんでいる中で、やはり市がきちんと支援をしていく。そのためにも、ぜひ市民生活の実態調査をきちんと行っていただきますようよろしくお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほど御答弁いただきました中小企業の実態の問題でありますけれども、私たちもこの問題で、市内にある商工団体のほうから幾つか聞き取りを行いました。まだあまり回答は返ってきてないんですけれども、その団体が行っている会員さんを含め、40通ぐらいの返事をお聞きいたしました。

ホルムズ海峡による影響はあるののか。大体40件のうち22件が、封鎖による影響がある。また、今後、今はないがあるという回答が13件、全くなかったというのが3件ということで、40件のうち35件、約

9割がやはり影響があると。

そして、この影響の一番の大きな原因は何かというふうにお聞きしたところ、やはり仕入れ資材の高騰、仕入れ資材の調達が困難、仕事・売上げの減少、この3つが多く、多くの回答を占めているということが分かりました。

やはりこういった分析をさらにしていく必要があるというふうに思うんですけども、本市として今、市内事業者が置かれてる状況を的確に把握するために、地域の生の声を国に届けることは極めて重要な役割であるというふうに思います。市は工業系の事業組合を中心にヒアリングを実施したということですが、市内には、商業、サービス業、飲食業など様々な業種、業態の事業者が経済活動を営んでいます。市は、このように多種多様な事業所の実態を今後どのように把握していくのか、お示ください。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

本市におきましては、市が設置あるいは参画する各種の会議体や市が実施する事業などを通じて、市内の多様な業界団体、支援機関、事業者様と多面的な接点を有してございますので、日頃から円滑に情報共有や意見交換を図ることができる環境にございます。また、今回実施いたしましたように、岸和田市企業支援メールマガジンの登録事業者に直接アクセスし、事業者が抱えるニーズや課題を調査する手法もございます。

今後も、これらのネットワークやツールを十分に生かして市内事業者様の状況を的確に把握し、実態に即した支援につなげてまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今お話がありましたように、なかなかこのアンケートでは1通しか回答が返ってこなかったというふうなことです。ぜひ積極的に出かけていっていただいて、生の業者さんの声を聞いていただきたいというふうに思います。

そして、先ほどアンケートの中で、今後どんな支援が必要ですかというふうなことをお聞きしたら、やはり資金繰りの支援、あと雇用調整助成金の拡充や、コロナ禍に実施された持続化給付金のような支援がやっぱり欲しいというような声が上がっています。物価高騰で、大変中小企業には国のほうのいろんな補助金メニューがあると思うんですけども、中小企業向けの補助金や金融支援、BCP支援など、市独自の支援メニューを拡充する考えがあるのかお示してください。

○友永修議長

船橋魅力創造部長。

○船橋恵子魅力創造部長

本市におきましては、今般の中東情勢の緊迫化等による市内企業への影響を最小限に抑えるため、まずは現行の各種支援制度を最大限に活用し、事業者様の資金繰りの安定や経営改善に向けて伴走支援していくことが重要であると考えてございます。

現在、本市が実施しております直接的な金融支援といたしまして、まず今般の中東情勢悪化による影響に鑑み、対象業種が拡大されました国のセーフティネット保証5号の認定窓口として、迅速な対応に努めているところでございます。

また、大阪府の制度融資に市独自の優遇措置を講じた岸和田市中小企業サポート融資におきまして、金利の引下げや利息補給、信用保証料補給による下支えを行ってござ

います。さらに、商工会議所の経営指導を受けております小規模事業者様を対象とする小規模事業者経営改善資金につきましても、同様に利息補給を行っているところでございます。

これらに加えて、事業者様が原材料の価格高騰などの環境変化にも柔軟に適応し得るよう、経営力の強化を図るための支援策として「がんばる岸和田」企業経営支援補助金を設けているほか、事業者様が抱える様々な経営課題の解決に寄り添うため、岸和田市ワンストップビジネス伴走支援センターにおきまして専門のアドバイザーによる伴走支援を実施してございます。

最後にBCP、事業継続計画の取組の支援でございますが、まず国の制度としまして、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定制度がございます。これは、各種災害リスク等を見据え、自社の防災・減災対策に取り組む中小企業・小規模事業者様を支援するものでございます。この認定を受けることで、低利融資などの金融支援をはじめ、防災・減災設備に対する税制優遇措置、さらには各種補助金における審査時の加点措置など様々なメリットを享受することが可能となります。このほかにも、大阪府や各種支援機関におきまして、企業のBCP策定を後押しする多彩な支援制度が設けられてございます。

これらは本市が独自に実施している支援ではございませんが、支援を必要とする市内事業者様を国や府の強力な支援メニューへと着実につなげていくことも、市の重要な役割であると考えてございます。今後とも、経済情勢の動向を注視しつつ、商工会議所など関係機関と密に連携を図りながら、積極的な情報提供や丁寧な相談対応に努め、市内の事業者様をしっかりと支援してまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今お話がありました市内業者に対する支援策ですけれども、国や大阪府がいろんな形で支援策を講じてはいるんですけれども、なかなか実際そういう中小企業の方々にこういった情報が届きにくいというふうなこともお聞きをしています。ぜひ、先ほど言われたメールマガジンだけではなくて、いろんな形で市内事業者さんにこういう支援がありますよということが届く、そういったことを積極的に行って、ぜひ岸和田の中小企業の方々がこの大変な中でも事業が破綻することなく、継続して続けられる支援を市としても積極的に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

それと、最後の質問の保育所や学校給食の対応ですけれども、今回の戦争による影響で様々な生活物資の値上げが起きている。今は影響がないということですが、多分、今、国のほうが出している小学校の給食費の無償化の金額だけではやはり足りなくなってきたのではないかなというふうに思います。やはり市としては、積極的にその辺の穴埋めもしていただければならないというふうに思います。市民にしわ寄せが起らないよう、十分な予算措置をお願いするところであります。

また、指定ごみ袋についても、今のところ、ほかの自治体で起こってるようになくなる事態にはなっていないということですけれども、今後の問題として、最悪を想定した場合の対応方針をぜひ持っていたいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

今回、私は、ホルムズ海峡の影響によって、市民や事業所、大変物価高騰によって影響があるところに対する市の支援を求め

ました。なかなか市独自で行うことには難しい部分があるのかも分かりませんが、まず市民や中小企業の実態をきちんと市がつかむ。それによって、こういった支援策が必要なのかということがやはり大切だというふうに思います。

これから猛暑となっていて、エアコンの使用が増える中で電気代の補助がやっぱり必要になってきたりとか、ナフサ不足が長期化し、資材不足や価格高騰が起こった、特に影響を受けている事業所への財政的支援をするとか、やはり紙おむつやパッドなど、価格が高騰し、大変苦勞されているお年寄りや障害者の方々に対する補助の購入とかそういったことも含めて、ぜひ今後、市民生活、また事業所の支援を積極的に行っていただきますようよろしくお願いいたします、私の質問を終わります。

○友永修議長

次に、小西議員。

(1番 小西拓慎議員登壇)

○1番 小西拓慎議員

きしわだ未来の小西拓慎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告のとおり、一般質問に参加いたします。

1、チビッコホームの利用申請について。

仕事と育児を必死に両立されている子育て家庭を行政がどのように支えていくのか。これは、市長が掲げる子育て世代に選ばれる岸和田や教育の充実の実現に向けても、極めて重要な視点です。とりわけ、日々の生活を支える放課後の受皿で不安が生じることは、家庭にとって大きな負担となり得ます。その意味でも、今回、チビッコホームに関する課題は、子育て世代の安心を守る上で避けて通れないテーマだと考えています。

事実、案内が不十分であったために、必要な支援を失ってしまう事例が起きていま

す。こうした制度のはざまで不利益を被る市民を生まないよう、行政として改善を進めていく必要がございます。

今回は、市民の方から寄せられた相談を踏まえ、市の案内体制をより親切で分かりやすい形へとアップデートしていきたいと考えています。その御相談とは、出産のため、本年、令和8年1月初旬に申請を提出し、1月中旬から年度途中でチビッコホームを初めて利用された方が、翌年度も継続利用するには再度申請が必要であることを知らず、結果として翌年度の利用ができなくなってしまったというものです。

初めて利用される方にとっては、こうした重要な手続が見落とされやすい状況にあると感じています。この課題を踏まえ、申請方法や案内体制の在り方について伺います。

まず、チビッコホームの新年度の申込時期と申請方法についてお示ください。

2つ目、災害時における水の供給体制について。

令和6年能登半島地震では最大14万という家で断水が発生し、道路寸断により給水車が十分に活動できず、応援給水が到着するまでに大きな時間を要したことが国の検証でも明らかになっています。さらに、南海トラフ地震では、発災直後には最大約3690万人が断水に巻き込まれ、その後、応急復旧が進んだ段階でもなお最大1030万人が継続的な断水に直面すると国が想定しており、広域災害では応急給水が機能しにくい現実を直視しなければなりません。

こうした状況を踏まえると、大規模災害では断水によって市民が水を利用できなくなるおそれが大いにあり、初動期の給水体制を市内で確保しておくことが不可欠です。被害が局所的であれば、他市からの応援給水を受けることも可能ですが、広域にわた

る甚大な災害となれば、支援が到着するまでには一定の日数を要します。したがって、大規模災害発生時の初動期における給水は、市内で完結させる必要があると考えます。

岸和田市では、令和7年4月1日から上水道事業が大阪広域水道企業団へ統合され、水道事業は経営主体が市から企業団へと移行しましたが、市内の貯水池などに貯水されている水量によって、当面、市民が必要とする水は確保できていると伺っております。ただし、その確保された水をどのような方法で、どの場所での体制で市民に届けるかが極めて重要です。

また、本市と企業団は災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定を締結しており、断水発生時には相互に連携し、情報共有や給水拠点の確保などを行うことが定められています。この協定の実効性を高めるためにも、給水体制の確認は不可欠です。

つきましては、企業団が保有する貯水を災害発生直後から市民へ供給する方法の体制について、どのように想定しているのかお示ください。

壇上からは以上で、以降の質問は自席にて行います。ありがとうございます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の1、チビッコホームの利用申請について御答弁をいたします。

新年度の申込時期は、年度によって多少前後いたしますが、昨年は令和8年度チビッコホーム一斉受け付け期間といたしまして、令和7年12月1日から令和8年1月20日まででございました。

次に、申請方法につきましては、2つの申請方法がございまして、まずスマートフォンやタブレットを利用した電子申請でご

ざいます。2つ目は、子育て支援課の窓口申請でございます。ただし、窓口申請の場合は、令和8年1月8日から令和8年1月20日までの期間限定での受け付けとしました。

なお、現在利用されている方への継続申込みにつきましては、先ほど御説明いたしました期間とは別に、令和7年12月3日から12月12日までに限り、各チビッコホームでの受け付けを行いました。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の2、災害発生直後の水の供給体制につきまして、危機管理部より御答弁いたします。

議員お示しのとおり、本市の水道事業は大阪広域水道企業団が担当しており、災害時の応急給水につきましても、基本的には企業団が中心となって実施することとなっております。企業団では、配水池に貯留されている水を活用し、給水車による給水や企業団で保有しているボトル水の配送を行うほか、市内小・中学校に配置しております応急給水栓などを活用して給水を行うこととしてございます。

本市と企業団は、災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定を締結しており、断水発生時には連絡調整会議の設置や給水拠点情報、避難所情報の共有、応急給水活動に対する協力など、相互に連携して対応することが定められてございます。

しかし、災害が広域的に発生した場合には、外部からの支援が到着するまでに時間を要することも考えられ、市内に貯留されている水をどのように市民へ届けるかが非常に重要になると認識してございます。本市といたしましては、企業団と緊密に連携

し、応急給水栓の開設支援や給水拠点の確保、避難所での生活用水の確保など、災害直後から市民の皆様が必要な水を受け取れる体制づくりに取り組んでまいります。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

それぞれ御答弁いただきましたが、チビッコホームの利用申請についてから再質問いたします。

年度途中のチビッコホームの申込みについて教えてください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

5月以降からの利用を御希望される場合は、一斉受け付け期間終了後の随時の申請となりまして、利用開始月の前月の1日から申請を受け付けております。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

チビッコホームの申請者の中には、一度入れば翌年度も継続できるとしてしまう保護者も少なくありません。その思い込みのため、新年度利用の再申請について自ら意思表示しないケースも考えられます。

こうした場合、窓口では、新年度の申請期限や継続申請の必要性についてどのように案内をされていますか。また、一斉受け付け中に新規の方が年度途中の利用について相談に来た場合、窓口ではどのように対応しているのかお答えください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

まず、資格要件に該当するかを確認し、その上で、年度途中利用と新年度利用のそれぞれを御案内いたします。また、新年度

に申し込む意思表示のある方には窓口でチビッコホーム利用案内の冊子を配付いたしまして、申込み受け付け期間など必要な情報をお伝えしておりますが、申し込む意思表示のない方に対しましてはお渡しできなかったケースも考えられます。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

今回のケースでは、翌年度も自動的に継続できると思っており、今年の3月末、チビッコホームで途中入園していた子供がお別れ会を開かれて年度末で卒園しなければならないことを知ったというもので、翌年度も再申請が必要である旨を一言でも申請時に頂ければ、申請時期に間に合い、新年度も継続して入園できたケースかと思います。

市は、翌年度も利用する場合は再申請が必要という記載は案内文にあると説明しますが、渡される冊子の中の一文のみの記載であり、初めて申請に来られた保護者が見落としてしまう可能性は十分にあります。

さらに、制度上の構造として、既にホームを利用している子供には11月初旬に市から継続申請の案内が届き、12月3日から12日の間にホームでの申請も可能です。しかし、12月13日以降に新規で年度途中の申請をした保護者には、この継続申請の案内は届きません。つまり、11月までに入園した子供と12月から入園した子供では、翌年度の案内に明確な差ができていくということです。

受け付け自体は12月13日から1月20日まで継続申請も受け付けてはいますが、継続申請の意思表示がなければ継続申請書を渡されないケースが実際に起きており、こうした制度上の構造により、今回のような申請漏れが起こりやすい状況が生まれていま

す。特に子育て中の保護者は冊子を隅々まで読む時間が取れないことも多く、冊子に書いているから見てくださいという対応では、結果として申請漏れを生むリスクがございいます。

そこで提案なのですが、初めて申請に来られた保護者には、翌年度も継続する場合は再申請が必要だと明確に記載された簡潔な案内文を継続希望の有無に関わらず必ずお渡しすることで、申請漏れを防ぐことができると考えます。この点について、市の見解を伺います。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

議員御指摘のとおり、初めてチビッコホームを利用される保護者にとって、翌年度も利用する場合には再申請が必要であることを、冊子の一文だけでの御案内では十分に理解していただくのが難しい場合もございいます。

また、継続利用中の方には11月初旬に継続申請の案内を行っておりますが、12月13日以降に年度途中の利用を開始された方には継続申請の御案内を各チビッコホームでお渡しできておらず、申請期間を過ぎてしまうケースがあることも認識いたしました。

初めて申請に来られた保護者への申請漏れを防ぐため、窓口での案内をより分かりやすくすることは重要でありますので、次の一斉受け付けに向けまして、再申請が必要であることを明確に記載した保護者向けの簡潔な案内文書の作成を検討してまいります。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

今回の御答弁で、再申請が必要であることを明確に記載した保護者向けの案内文の

作成は必要で、検討していただけるとのことでした。こうした改善は、申請の見落としや誤解による不利益を防ぐ上で大きな前進になると考えています。

今回の相談では、保護者の方が帰宅するまで低学年のお子さんが放課後の時間を1人で過ごさざるを得ない状況に置かれていました。こうした御家庭にとって、チビッコホームは安心して働き続けるための受皿であり、その利用に関わる手続きが分かりにくいままでは子育てと仕事の両立に大きな支障を来します。

申請の締切りがいつなのか、また、どのような手続きが必要なのか、何を準備すればいいのか。こうした基本的な情報が直感的に理解できる形で、また一目で分かる案内文を整備することは市として確実に取り組むことができる改善であり、決して難しいことではありません。市長が掲げる子育て世代に選ばれる岸和田を実現するためにも、誰にとっても分かりやすく、迷わず手続きができる案内体制の構築をぜひ着実に進めていただきたいと要望し、次の水の供給の体制についての再質問に移ります。

水の供給体制について再質問いたします。

先ほどの御答弁では、災害時の応急給水は企業団が主体であること、配水池の水を利用し、給水車や応急給水栓で対応するという基本方針、本市は協定に基づき、給水拠点の確保や情報共有などで支援する立場であること、こうした給水に関する大枠の考え方は理解いたしました。しかし、これはあくまで枠組みであり、実際に災害時に確実な給水を行うためには、企業団がどのような具体的計画を持ち、どこまで詳細を詰めているのかを市として正確に把握しておく必要がございます。

そこでお伺いいたします。企業団が策定する応急給水計画について、市として具体

的な内容をどの程度共有されているのか、また企業団と計画内容について実際に協議、確認を行ったことがあるのか、その認識をお示してください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

企業団において行われる応急給水活動についてですが、運搬給水につきましては、各配水池で確保された飲料水を加圧式給水車1台にて配送するとともに、容量が20リットルのポリタンクや容量が6リットルの非常用飲料水袋のパック水、アルミ缶ボトル水等を配送することとしてございまして、岸和田水道センターのみで対応できない災害発生時におきましては、相互応援協定に基づく応援要請並びに公益社団法人日本水道協会における相互応援体制により給水確保する仕組みが構築されております。

また、大規模災害時におきまして、市民の皆様へ確実に水を供給するためには、給水拠点の優先度や給水車のルート設定、必要な資機材の確保などを含めた具体的な応急給水計画が必要であることを認識しております。本市といたしましても、避難所の状況や想定避難者数などの情報を共有し、的確な応急給水活動が行われるよう企業団と連携してまいります。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

企業団からは、各配水池で確保された飲料水を加圧式給水車1台で配送し、さらにポリタンクや非常用飲料袋、アルミ缶ボトルなどを配送するとの説明を頂きました。

しかし、ここで改めて確認したいのは、企業団が実際に保有している給水車は2トン車の1台のみであり、その他の配送手段も2トン車のトラックと軽トラック1台に

限られているという点です。つまり、各配水池の水を配送するといっても、実際に動かせる車両は3台であり、その輸送能力には明確な限界がございます。この体制では、市内全域の避難所や住民に必要な水の量を迅速に届けることは困難だと考えます。

さらに、企業団は相互応援協定や日本水道協会の応援体制による支援を想定しておりますが、南海トラフ地震や上町断層帯地震のような広域的な災害では大阪府内だけでなく近畿・四国・中部地方まで同時多発的に被災する可能性が高く、応援職員の派遣や支援物資の輸送が遅延、停滞することは十分に想定されます。先ほど壇上でもお伝えしましたが、国の被害想定では、南海トラフ巨大地震の発災直後には最大約3690万人が断水に遭い、応急復旧が進んだ段階でもなお最大1030万人が継続をして断水に直面するとされています。加えて、ライフライン復旧の推移を見ても、上水道の復旧には東海3県で約8週間、近畿3府県で約4週間、山陽の3県で約3週間、四国で8週間、九州2県で約6週間で要すると想定が示されております。

これらの広域的な被害想定を踏まえると、応援が来ることを前提に計画を立てること自体が広域災害では現実的ではありません。むしろ、外部支援がすぐには得られない状況を前提に、市内で完結できる初動期の給水体制を構築していくことが不可欠だと考えます。

こうした状況の中で、災害時に水の需要が必要となる施設の中でも、医療機関である市民病院は水需要が大きく、また命に直結する施設の1つです。以下、市民病院の事務局に確認をいたします。

まず、市民病院が平常時に1日どれだけの水を使用しているのか教えてください。

○友永修議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

市民病院で1日当たり使用する水の量は、平日で約230トン、休日で約120トンでございます。災害時でしたら、状況にもよりますが、休日の使用量に近いのではないかと考えております。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

ありがとうございます。

次に、市民病院には井戸水があると伺っております。現在、井戸水はどのように使用されているのか教えてください。

○友永修議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

主として地下水を使用し、水道水と混合しております。手術室を含む基本的に病院全体に使用しております。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

続いて、水を多く使用する透析治療についても伺いたします。市民病院には透析センターが併設されておりますが、災害時に断水が発生した場合でも、現在、市民病院で透析を受けられている患者の方々が治療を継続できるのか、現状の対応方針を教えてください。

○友永修議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

市民病院の透析センターには、安全上の理由で水道水のみが出る給水口で対応しております。地下水を使用することはできません。災害時には、日本透析医会等の災害ネットワークを利用して転送先を探すことが基本となります。ただ、転送先が遠方に

なる場合とか見当たらない場合など、2台あるポータブル機器での透析は可能ですので、透析センター以外において、本院の透析患者については対応が可能だと考えております。

災害時には、ほかからの搬送された透析患者さんについては、数にはよるんですが、水量不足の可能性が考えられます。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓模議員

市民病院の井戸は、毎時11トン、24時間で264トンの湧出量があると伺っております。数字だけ見ると、災害時の水源としては災害時に大きな力になるようにも思います。しかし、病院では、手術、透析、病棟での生活用水など、時間帯によって水需要が大きく変動するとも聞いています。

そこでお伺いいたします。地下水だけでは病院全体の水需要を賄えないのは、具体的にどの時間帯でしょうか。上水の併用が不可欠となる時間帯について御説明ください。

○友永修議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

災害時には、市民病院は避難所としてではなく医療機関としての役割をしますので、平時と変わらず、日中の活動時間帯が水の使用量のピークだと考えております。平均しますと地下水だけで足りる計算となりますが、昼間のピーク時には地下水だけでは賄えず、水道水が必要となります。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓模議員

ありがとうございます。以上の答弁から、市民病院には災害時であっても1日100トンを超える水を必要とし、特に昼間のピーク

時には井戸水だけでは賄えないという現実が確認されました。また、災害時には突発的な手術や、ふだん市民病院を受診していない透析患者が搬送されてくる可能性もあり、水の確保は病院機能の維持に直結する最重要課題でございます。

こうした命に直結する施設を守るためには、市全体としての給水計画が不可欠です。しかし、先日、企業団の現状の具体的な計画について確認したところ、まだまだ具体的な計画は策定されておらず、これから策定に入り、完成時期は未定とのことでした。給水すべき施設のリストアップはされているものの、優先順位や給水ルート、給水の順番、給水車で何時間ごとにどれだけの施設へどれだけの水を届けられるのかといった具体案が災害時には必ず必要となってきます。

また、避難所に指定されている小・中学校での応急給水栓の整備は進められているものの、応急給水栓にどれだけの水が残っているのかという現時点の水量も把握できていないということでした。実際に断水が発生した際に即時に供給できる水量が不明である点は、計画上の大きな課題です。

さらに、先ほどからもお伝えしており、給水に使用できるのは2トン給水車1台、配送に使用できる車両も2トントラック1台と軽トラック1台です。これらの状況を踏まえると、実際に届けられる水量には大きな制約があると考えます。

つまり、市民病院や小・中学校など最重要拠点を守るためにも、市として、企業団と共に実効性のある給水計画を早急に構築する必要がございます。

そこで危機管理部にお伺いいたします。以上の理由から、企業団の給水活動が十分に機能しない場合も想定し、市として、備蓄水の充実など実効性のある具体策を早急

に進めるべきだと考えます。

また、市民が個々に行う備蓄についても申し上げます。南海トラフ巨大地震では津波により、また上町断層帯地震では火災によって、各家庭での備蓄物が流されたり、焼失するリスクも考えなくてはなりません。つまり、幾ら自宅で備蓄を進めていても、災害の種類によっては備蓄そのものを失う可能性があるという現実を踏まえた対策が必要です。

こうしたリスクを抱える住民に対して、備蓄体制のさらなる強化や分散など、どのように進めていくのか。この点についても市の見解をお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員御指摘のとおり、大規模災害時には道路被害や人員、資機材の不足に加え、給水車の台数や運搬能力に限りがあることから、企業団による給水活動が計画どおり進まない可能性は十分に考えられます。

これまで応急給水につきましては、災害発生後の水道施設の稼働状況や配水池の状況などを踏まえ、応急給水計画を策定するものとしておりましたが、企業団との協議の結果、災害発生後に迅速な対応を行うためには事前の計画が必要であることが確認されました。市民病院をはじめ、小・中学校などの各避難所へ確実に水を届けるためには具体的な計画が必要であり、応急給水栓の現時点の水量の把握や給水車の運用に関する具体的な検討が進むよう企業団に対して働きかけるとともに、市として必要な協力を行ってまいります。

その上で、本市といたしましても、企業団の給水活動を補完する観点から、避難所における飲料水の備蓄は極めて重要であると考えてございます。現在も一定の備蓄は

行っておりますが、近年の災害の教訓や避難生活の長期化、さらには南海トラフ地震における津波や直下型地震における火災などによって自宅での備蓄が失われる可能性があることも踏まえ、飲料水備蓄の在り方について、必要な見直しと充実を検討してまいります。

さらに、大規模災害時には給水車による巡回方式、いわゆるプッシュ型のみでは、全ての市民に迅速に水を届けることが困難となる場合も想定されます。そのため、本市といたしましても、地域の実情に応じた多様な給水方法について、企業団としっかりと連携を図ってまいりたいと思います。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

ありがとうございます。先ほどの御答弁にもありましたとおり、これまでの給水計画は災害が起こってから計画をつくるという後追い型であり、想定も十分とは言えず、外部との協定による応援が来ることを前提とした内容であったことが明らかになりました。しかし、南海トラフ地震や上町断層帯地震のような広域災害では、応援職員の派遣や輸送物資が遅延することは避けられず、外部支援に依存した計画では市民の命と生活を守り切れません。

その点、御答弁の中で、給水車による巡回方式、いわゆるプッシュ型だけでは、大災害発生時に全ての地域へ迅速に水を届けることが難しい場面が想定されとの認識を示していただきました。まさにそのとおりだと私は思います。だからこそ、プッシュ型とは逆に、市民側が貯水池や配水拠点へ水を取りに行くプル型の仕組みを構築し、併用すべきだと考えます。構造上、市民が個々に取りに行く形では混雑や混乱が生じる可能性が大いにあるため、町会単位や一

定規模の避難所単位で大型ポリタンクや簡易貯水槽を活用し、地域ごとにまとまって給水を受けられる体制を構築することが重要です。

給水車だけに頼る場合、いつ来るのか、どれだけの量が届くのかが市民には分からず、また一番初めに給水を受ける避難所と最後に回ってくる避難所では時間的な偏りが大きく、不安や不満が生じやすくなります。一方で、町会や避難所単位で受水場へ向かう仕組みであれば、誰がいつ取りに行き、どれだけの水を持ち帰るのが把握しやすく、地域としての安心感も高まります。

こうしたプル型とプッシュ型を組み合わせた複線的な給水体制は、企業団の給水車の限界を補い、地域の共助力を高める上でも極めて有効な手段であると考えます。この点について、市の見解を伺います。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員お示しのとおり、給水車が各所を巡回して給水するプッシュ型の巡回方法に加え、市民や地域が配水拠点へ水を取りに行くプル型の仕組みを組み合わせることは、応急給水をより効率的に行う上で有効な手法であると認識してございます。町会単位での受水体制や簡易貯水槽の活用など応急給水の具体的な実施方法や資機材の整備につきましては、本市としまして、地域の実情に応じた共助の仕組みについて、企業団と情報共有を図りながら連携を図ってまいります。

○友永修議長

小西議員。

○1番 小西拓禎議員

今回の質疑を通じて、給水体制において最も問われるべきは、外部支援の到着を待つのではなく、災害発生直後の時間を市と

してどう乗り切るかという視点であることが明らかになりました。

どの災害であっても、時間がたてば応援は必ず到着し、ライフラインの復旧も進んでいきます。しかし、命を守る上で決定的に重要なのは、発災後72時間であったり、来るはずだった応援が遅れたときでも市民を守れる防災力です。

市内だけで必要な水を確保し、市民が混乱なく受け取れる仕組みを整えておくことこそ、まさに命を守るまちづくりの根幹だと考えます。企業団が水道事業の主体であることは理解しておりますが、市には市民の生命、身体、財産を守るという揺るぎない責務がございます。水の供給が企業団の所管であったとしても、市民の命を守る体制をどう構築するかは、市として主体的に考えなければいけない課題です。

そして、発災後の避難で命を守れた後、災害関連死に巻き込まれることなく、どう生き延びてもらうか、またどう社会復帰させるかは市がやらなければいけないところであり、行政の責務です。市としても、企業団との連携の下、災害を確実に乗り切るための実効性ある体制づくりを進めていただくことをここでは要望ではなく提案として、私の質問を終わります。

○友永修議長

次に、中井議員。

(23番 中井良介議員登壇)

○23番 中井良介議員

発言のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

人間は、お母さんのおなかの中の胎児の時期から何度も健診を受け、誕生してからも成長の段階に応じて健康診断が繰り返され、乳幼児の健康や生育状況を見守り、必要な対応を行う仕組みがあります。

学校に進めば、小学校から中学、高校ま

で、成長期の児童生徒全員を対象に学校健診が行われています。健診の科目は、歯科、眼科、視力検査、耳鼻科、聴力検査、内科などです。健診の結果は大まかに、異常なし、要観察あるいは経過観察、そして要受診に分類されます。

学校健診後の要受診が実際にどれだけ受診されているかの調査が公表されています。全国保険医団体連合会という10万人を超える医師と歯科医師でつくる団体が学校健診の結果と養護教員の協力を得て、学校健診の結果、専門医の診断を受けるようにという診断を受けた児童生徒が実際に受診したかどうかの調査結果を公表しています。調査は、全国30都道府県、小中高合わせた4711校、児童生徒数は120万8755人が対象です。調査は2025年9・10月に行い、結果の公表は今年4月です。保険医連合会の調査は今回で3度目のようですが、私は新聞報道で初めてこの調査を知りました。

調査結果を見ますと、歯科検診では要受診と診断された児童生徒は全体の27.3%で、そのうち「受診していない」が65.4%に上ります。眼科検診では要受診の診断が5.1%ですが、未受診は55.8%、視力検査の要受診は34.9%で、64.9%が未受診です。同様に、耳鼻科では未受診は56.1%、内科の未受診も58.6%と高くなっています。

さらに調査では、各診療科における困難事例の詳細の分類では、歯科では口腔崩壊の子供がいると回答した学校数が1078校で全体の22.9%、子供の人数で2259人です。人数は多いとは言えませんが、口腔崩壊とは、虫歯10本以上、歯の根っこしかない未処置の歯があるなどそしゃくが困難な状態を指します。口腔崩壊という言葉は、私は今回初めて接しましたが、口の中が崩壊しているという何ともきつい用語だと思いますが、こんな実態が小学校低学年の幼い子

供にあります。

眼科では、困難事例ありと回答した学校が342校、7.3%で、人数は3869人、全体の0.4%で多くはありませんが、挙げられている事例は、視力低下が多く座席配置に困る、眼鏡が壊れたままになっている。壊れて使えない、でも買い換えることができないというわけです。視力低下を放置して授業についていけない、このような養護教員の記述もあります。

耳鼻科では、聴力低下でそれが放置され、授業についていけないが困難事例に挙げられています。

質問します。

1、幼稚園から小・中・高校まで全ての児童生徒を対象とした学校健診が実施されていますが、その目的や意義についてお答えください。

2、学校健診の結果について、本人や保護者への連絡はどのようにしていますか。

3、全国の調査で、専門医の診察を受ける要受診の通知にもかかわらず、残念ながら未受診が多い実態ですが、岸和田市ではどうなっていますか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

ただいま3点御質問を頂戴しておりますので、順にお答え申し上げます。

まず、目的、意義についてですが、学校健診というものは、学校保健安全法に基づいて毎年度4月から6月にかけて、学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施しております。その役割といたしまして大きく2つございまして、まず1つ目ですが、1つ目は家庭での健康観察を踏まえまして、学校生

活に支障がある疾病や異常がある児童生徒を早期に発見すること。2つ目が、学校全体の健康課題を明らかにして、健康教育に役立てることでございます。

続きまして、2点目の健診後の対応でございますが、結果を本人及び保護者に通知いたしまして、医療機関での受診が必要な場合、その旨を記した書面というのをお渡しして受診を促しております。

そして、最後です。要受診の通知をお渡しはしたものの、受診したという旨の報告がないいわゆる未受診についてでございますが、私どもで把握してございます小学校及び中学校の令和6年度の状況ですが、内科は小学校が45.2%、中学校が61.2、歯科は小学校が59.2%、中学校が86.5%、最後、眼科が小学校38.2%、中学校59.8%となっております。全体として、中学校のほうが未受診率が高い傾向になってございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

答弁を頂きました。答弁に対する意見や、また再質問を行っていきたいと思います。

学校健診のまず目的について、子供にとって学校生活を送る上で関わりの強い、また子供にとって必要な、そういう診療科目で実施しているという説明です。

ある歯医者さんが書いておられますが、学校健診は限られた時間の中でたくさんの子供をチェックするため、またレントゲンなどの機器を使わないため、細かくは見ることはできません。しかし、目で見て確認できる範囲の異常、例えば虫歯、歯並び、かみ合わせ、歯茎の腫れなどの初期のサインはしっかり見つけられます。肉眼では見えにくい歯の間にできた虫歯や歯茎の奥に潜む歯周病の初期段階など、見逃されやすいケースもあります。したがって、放置せ

ず受診が必要ですよという受診の大切さも述べておられます。

健診結果を子供たち、あるいは保護者にどのように通知しているのかということですが、用紙を頂いたんですが、こんなふうに書いています。健康診断結果のお知らせ、健康診断の結果は下記のとおりです。健診結果は、所見名のみと、所見名・経過観察の2種類に分かれています。所見名のみの場合は、できるだけ早く専門医の診察を受け、その結果を下記受診票に記入いただいて学校へ提出してくださいと書かれているわけで、必要なことは書かれておるわけですが、一目見て、字が小さいんです。受診が必要だということをもっと強調して、保護者に見てもらおう、本人もよく自覚するというそれが必要ではないかと思います。

大阪の保険医連合会にお尋ねをしたんですが、大阪の特徴として、外国籍が比較的多いと。学校のプリントを見ても、よく分からないことがあると思うと保険医協会の人答えておりました。また、中学校の養護教員は、これを親に渡さない子供が多いと思いますっておっしゃってました。本人も親も分かりやすいものをつくってほしい、それをぜひお願いしたいと思います。

3つ目に、岸和田の状況をお尋ねしました。岸和田の未受診率なども報告を頂きました。

ちょっと全国の状況を申し上げますと、歯科検診で受診していない人数は、小学校で55.4%です。受診したのは44.6。中学校は73.5と、もう随分高くなります。高校になると85.0%と。年齢が高くなるほど受診しないということがもう如実に、岸和田もそうですが、出ています。

眼科検診でも、未受診が小学校は48%、中学校は64.1%、高校は80.8%。視力検査を受けて、その要受診を伝えられた子供の

受診していない人数は、小学校で52.2%、中学校は69.6%、高校は85.3%と。このように、あとはもう申し上げませんが、こういう傾向がもう如実に、残念ながら表れています。

そこでお尋ねをいたしますが、どうして未受診が多いのか。あるいは、年齢が高いほど未受診が多くなっているこの現状をまずどうお考えか、理由も含めてお答えください。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

未受診の多い理由についてですが、調査を実際に行ったわけではございませんので、想定範囲にはなるんですが、まず1つ目として、保護者、本人に要受診の重要性というのがうまく伝わっていないということ。あと、2つ目として、自覚症状というのがない部分があると、その緊急性というのが本人と保護者に伝わり切っていないということ。3つ目に、実際に受診を嫌がったり、あるいは習い事等で時間がないということがあったり、あと考えられる点でいいますと、4点目としては、子供が先ほどもありましたように通知を渡さずに、保護者までその情報が届いていない。最後、考えられるものとしては、家庭の事情等で医療受診の機会を確保しにくい。この5点ぐらいを想定いたしております。

○友永修議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

そのように私も思います。小学校や中学校の養護教員の先生に聞きましても、やっぱり同じようなことをおっしゃってました。産高の養護教員の先生は、どうして高校生がこんなに受診しないんですかって聞いたら、もう即部活とバイトですっておっしゃ

いました。

今回の保険医団体の調査では、受診をしない理由も調査をしています。養護教員の意見をまとめたものですが、1番目が親の理解不足、これが61%になってます。2番目が共働き家庭、40%。親が連れて行けないということでしょう。3番目が独り親家庭、34%。これも同じような理由になるんだと思います。4番目が、保護者の無関心というのが34%。5番目が、保護者の心身不安定が21%で、こういうケースもかなりある。6番目に経済的困難が20%と続いています。総じて保護者の問題や、あるいは困難な家庭事情が重なり合って、受診しない状況が生まれてると思います。

親の無理解という点では、調査の中では、例えば乳歯だから、虫歯になっても生え替わるので大丈夫と、そうっておる親がかなり記述があります。しかし、それはもう本当にそうではなくて、乳歯が生え替わることによって永久歯の道しるべみたいなのという、そんな記述がありました。重要な役割をして、健全な永久歯列、歯並びを育成するために欠かせない存在だということですよ。乳歯はエナメル質が薄くて虫歯になりやすいし、ぱっと広がりやすいということが言われています。その点でも家庭がもう少し見れたらと思うんですが、次に行きます。

この診断結果に基づいて、受診率を上げる手だてについて教育委員会はどういう取組を行っていますか、お答えいただきたいと思います。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

教育委員会といたしましては、先ほどの未受診が多い理由の中でも想定しておりましたように、重要性が伝わっていないです

とか保護者に情報が渡っていないということのを想定いたしておりますので、引き続き、保護者会ですとか保健だより等で健診の意義というのを繰り返し周知徹底していくこと、あるいは健康教育を通して、受診の必要性というのを声を大きくして伝えていくことが大切であろうかと考えております。

○友永修議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

答弁を頂きましたが、これがなかなか難しいと思います。産高の養護教員の先生は、気になる生徒に1か月ほど言い続けた、受診するように。それでも無理だったというようなお話とか、小学校の養護教員が、自分がもうこのときを逃したらあかんと思ってお医者さんに連れて行ってあげた、こういうようなこともあります。

未受診をどう減らしていくか、ちょっと後でまた触れたいと思いますが、6つ目に、健診日に欠席した子供に、健診を受けられるようにする手だてというのは取っているんでしょうか。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

健診当日に欠席をされている児童生徒については、引き続き同じ学校で別の日に設定できないかというような調整を行ったり、あるいは各学校に学校医を配置しておりますので、その学校医が勤める医療機関ですとか、本人がふだんから通っているかかりつけ医等で受診するように案内をしております。以上でございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

欠席の生徒については、文科省も、例え

ば不登校の子供も含めた健診が受けられるような手だてを取るようにという、そういう通知も出されています。養護教員の先生らは、校医さんの理解の下で別の日にしてもらったりということで、何とか受診できるように、健診が受けられるように手だてを取っておられます。

ただ、長期欠席で受診できていない子供がやはり健康問題をかなり抱えているという調査が今の調査であります。例えば、別の日に何とか受診した子供の調査もあるんですが、その中で、例えば先ほども述べました歯科の口腔崩壊という子供の割合が当日の検診の割合よりも高くなっているケースの調査結果が出ています。養護教諭の記述でも、一目見ても歯がほとんどなくて、痩せているという。ちゃんと食事も取れてない。それが不登校の子供で、しかし、なかなかその手だてが難しいという悩みを書いておられます。ですから、やはりそういう子供たちへの手だてというのもすごく大事だなと思います。

次に、学校教育にお尋ねをします。

さきに未受診の理由として、親の問題やら、共働きとか独り親などの家庭の状況を挙げられましたけども、子供が小さいときは親に連れていってもらうしかないんですが、中学生や高校生になると、行こうと思えば自分で行けるわけですし、お医者さんに。今は幸い、500円あればお医者さんに診てもらうことができます。自分の体が大事だと分かって、言わば親の無関心や無理解を乗り越えて、子供がお医者さんに行く。そんな子供が育ってほしいと思うのですが、健康や命の大事さを学校でどのように教えているのかお答えください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

学校での取組内容についての御質問でございます。

心と体の学習につきましては、学習指導要領に基づきまして、体育科、保健体育科における保健分野において取り組んでおるところでございます。具体的な内容としましては、まず小学校では健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるよう、食事、運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続けることの大切さ、体を清潔にすることの必要性、身体の発達や発育、病気の起こり方や予防に必要なこと、そういった内容について学習を行っております。また、体と同様に心が成長するにつれて生じてくる不安や悩み、そういったものに対する対処方法等についても取り組んでおるところでございます。

一方、中学校では、健康、安全について理解することや思春期の体の変化について、妊娠や出産などお互いを尊重し合うことの大切さなど、性に関する適切な態度について学習を行っています。また、健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるよう、早期発見、早期治療のための定期的な健康診断の必要性や、健康によい生活習慣を身につけておくことが生涯にわたって豊かな生活を送ることにつながる、そういった内容について取り組んでおるところでございます。

加えまして、体育科、保健体育科だけではなく、道徳科においても生命尊重を題材とした教材を基に話し合う活動等を通じて、自分の命も他者の命も大切にしようとする道徳性、これを育ておるところでございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

その教育を本当に頑張ってやっていただ

きたいと思います。特に高校生というのは、もう大人の入り口ではありますし、女生徒にとっては母親になる日も近い人もおるでしょう。母体として健康な母体をつくっていくということは、やっぱり赤ちゃんにとってとても大事なことです。そういう大事さをやはりぜひ教えていっていただきたいと思います。

もう終わりますが、今回の質問は、学校健診後の受診の調査から始めて、子供の健康の実態がどうなっているか、口腔崩壊の子供がいるとか、眼鏡を買ってもらえない、度が合っていない眼鏡を使っているなどの養護教員の記述に出会いました。未受診がこれだけ多く、治療しないまま放置していることは、この岸和田でも、学校で黒板の字がよく見えず、先生の言葉がよく聞こえないまま授業を受けている児童生徒がいるということだと思います。

他方では、子供医療費の助成制度が多く自治体に広がって、受診を勧めやすくなった、高額な心臓精密検査を受けられたという声もあります。

また、小学校1年生では未受診だったが、2年生で受診し、眼鏡を処方してもらった。学習への取組はよくない児童だったが、眼鏡をかけてからはよく見えると意欲的になった、こんないい話もあります。子供にきちんとした手だてをしてやれば、子供は自分で伸びていく力を持っているんだと思います。

最後に市長に申し上げたいと思うんですが、健診で要受診と診断された子がちゃんと受診できる状況をつくってあげたいと市長も思われていると思います。学校では養護教員が中心となって、また担任も協力して子供や親に働きかけていますが、親の理解を得るのにも限界があります。学校では手の及ばない家庭の問題や貧困の問題もあ

ります。

医療機関についても、大体午後6時や7時に終わりますので、共働きや独り親家庭では子供を連れて行くゆとりがありません。医師会との話し合いが必要です。

この点で、学校や教育委員会任せではなく、国や自治体の実態をよく調査して、把握して対策を取るということが必要だと思うんです。このことを強くお願い申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

○友永修議長

暫時休憩します。

午後2時26分休憩

午後2時50分再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、反甫議員。

(11番 反甫旭議員登壇)

○11番 反甫旭議員

11番、きしわだ未来の反甫旭です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問に参加させていただきます。しばらくの間、御清聴のほどよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の東岸和田駅周辺の利便性の向上についてお尋ねいたします。

東岸和田駅では高架下に自転車等駐車場が設置されていますが、現在の利用状況について質問いたします。駐車場の概要として、収容台数や過去からの利用率、駅の利用者について乗車人数なども併せてお示してください。

続いて、2つ目の公立幼稚園の今後の在り方についてお尋ねいたします。

現在、山滝幼稚園と新条幼稚園が休園となっていますが、その経緯と休園後の現状について御説明ください。

次に、市民病院のWi-Fi環境についてお尋ねいたします。

現在、市民病院では患者さん用のWi-Fi環境はありませんが、近隣の病院では整備されているとも聞きます。入院中に患者さんが使用することや、外来の待合で待っておられる方も使用できることから、希望される方も多いと思います。今までに患者さんからの要望はありましたか。また、あった場合はどのように対応したのかお聞かせください。

次に、空き家対策についてお尋ねします。

市内にある空き家の現状や件数、現在取り組んでいる対策などについてお聞かせく

ださい。

最後に、ごみの収集についてお尋ねします。

いろいろと対策が講じられていると思いますが、ごみの集積所で排出したごみがカラスなどに散らかされ、散乱している状況が見受けられます。そのような状況に対して、市としてどのような支援を行い、現状をどのように考えているのかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。以降は自席にて再質問いたしますので、よろしく願いいたします。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

東岸和田駅周辺の利便性向上、自転車等駐車場について御答弁申し上げます。

市営東岸和田駅自転車等駐車場の概要につきましては、面積約4600平方メートルで、東岸和田駅の天王寺側、和歌山側の両側に整備してございます。駐車規模といたしましては、自転車が約1300台、原付バイクが約300台、自動二輪が約150台となっております。

ここ数年の年間利用率でございますが、令和3年度が約80%、令和4年度が約90%、令和5年度以降はほぼ100%と年々増加傾向でございます。

また、東岸和田駅の乗車人員1日平均の推移でございますが、令和4年度が1万62人、令和5年度が1万480人、令和6年度が1万778人とこちらも年々増加傾向でございます。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

幼稚園の休園になった経過、休園後の現状についてお答えを申し上げます。

議員お申出のとおり、現在、山滝幼稚園が令和7年4月から、新条幼稚園が令和8年4月からそれぞれ休園をいたしております。休園に至った経過といたしましては、両園とも、保護者の方が園児数の少なさというところを懸念されまして、他の校区の幼稚園を選択された結果として新年度の在園予定園児数というのがゼロになったことから、休園をいたしたところでございます。

最後、休園中の施設についてですが、学校園長の管理、運営の下で適切に管理をいたしております。当然、再開することもございますので、そこも想定に入れまして、除草作業、機械警備なども継続して行っております。

○友永修議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

市民病院のW i - F i 環境について御答弁いたします。

近隣の徳洲会病院や葛城病院がW i - F i 環境があることは存じております。また、近隣の公立病院についても、ポケットW i - F i を有料で貸し出すことなどで使用できるようにしていることも承知してございます。

患者さんからの要望については、院内の御意見箱に御意見を頂いたことがございます。そのときの対応でございますが、まず1、多くの医療機器等でW i - F i を使用しておりまして、電波干渉による診療機器等への影響が懸念されること。2、急性期病院という性質上、患者様が安静に療養に専念できる環境づくりのためというこの2つの理由で、W i - F i 環境を整備することは考えておりませんと院内掲示板にて回答しております。

○友永修議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

空き家対策について、まちづくり推進部より御答弁いたします。

市内の空き家は、令和3年の実態調査により、1534件存在するものと把握してございます。令和3年度まで住宅政策課へ相談があった件数は620件、その後、令和4年度に67件、令和5年度に73件、令和6年度に76件、令和7年度に62件の相談があり、令和7年度まで合計907件の相談がありました。

その後の対策として、所有者の調査、現地調査、助言、指導などにより、341件は除却され、また195件は改善等により懸案事項が解消したことから、約82%が処理済みとなっております。残る158件につきましては、引き続き所有者の特定及び現場調査並びに空き家の適正管理を促進するための助言や指導を行っております。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

御質問のごみの収集について御答弁申し上げます。

現在、廃棄物対策課では、カラスなどによるごみの散乱防止のために、3世帯以上でごみを固めて排出場所に出していただく方々に対しまして防鳥ネットを御配布しております。ネットを導入した場所ではカラスの飛来が減り、ごみの散乱が抑えられたとの声が寄せられており、一定の効果が確認されてございます。

一方で、集積所の利用者による管理協力が不可欠であり、市内全ての排出場所に行き渡っている状況ではございません。引き続き周知を行い、継続的に配布をしてまいります。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1つ目の東岸和田駅の駐輪場についてですが、年々増加傾向であるということとは分かりました。

それでは、具体的な利用方法についてお聞きしますが、一時的な駐車と定期貸しの2種類があると思います。今回は定期貸しについてお尋ねをいたします。

最近、定期貸しの申込みの方が増加していると聞いています。定期の申込みは毎月20日から翌月の10日までであり、初日の20日の早朝6時から現地の事務所に申請の列に並ぶ方が多いと伺っているんですけども、市としてその状況を把握されているでしょうか。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

定期利用のお申込みが増加傾向であるということにつきましては、指定管理者からの報告により確認してございます。令和8年3月及び4月の定期利用のお申込状況といたしましては、3月が129名、4月が176名の方にお申込みを頂いている状況で、議員御指摘のとおり、申込み期間の初日である20日に多くの方が並ばれていたということも確認してございます。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

多くの方が並ばれて、定期の利用を申し込んでおられるという状況が分かりました。僕の聞いている中でも、もう数十人が朝から並んでいるということも聞いたんですが、定期利用の申込期間として毎月20日から翌月の10日までの約20日間あるにもかかわらず

ず、初日の20日に多くの方が並ばれているということですので、できるだけ並ばずに申込みができるような環境を整えていただけたらと考えます。その点で、今後の改善策や展望など、ありましたらお聞かせください。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

毎月20日の混雑を平準化するために、申込期間の御案内方法を検討してまいります。そのほか、定期利用者の増加に対応するため、定期利用枠の増設についても併せて検討を行い、利便性の向上につながるよう努めてまいります。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

他市では並んで申込みじゃなくて、キャンセル待ちというような形で、空いたら連絡が来るというふうな形で申込みを募集しているという市もあると聞いていますので、そういう検討もしてほしいのと、定期利用の枠の増設ができるのであれば、その点についても併せて検討していただけたらというふうに思います。

頂いた資料によりますと、3月20日の申込みが4月1日で売り切れとか、もう締め切られて満員になったと。今度、4月の20日に当日には131人の方の応募があつて、21日以降は少なくなるんですけども、4月の24日で完売。また、5月の20日でも35の募集があつて、翌日の21日にはもう締め切られてるというふうなぐらいの現状です。

この春先に、やっぱり高校生とか大学生、中学生の学年が替わるタイミングですので、ここでこういう空きがないという状況で4月の頭にそういうふうに感じると、4月の20日に申込みに行くと思われるんですが、

そこで何十人が並んで、そこで諦めてしまつて、僕も現地を確認すると、定期利用は20日からというような案内は見受けられたんですけども、やっぱりなかなか平日で高校生が並びにくいという状況で、5月の20日に保護者の方が朝から並んだというようにも聞いておりますので、来年度の春に向けて枠が多くなるようにしっかり御検討していただくよう要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、公立幼稚園の在り方について再質問をいたします。

現在休園中の幼稚園の休園になった経緯及び現状の説明については理解いたしました。いずれの園も入園希望者がゼロとなり、休園を余儀なくされたという状況と理解いたしました。

また、施設について、聞くところによりますと、もともと新条小学校の校舎の一部であつた幼稚園の遊戯室を会議室として利用したり、また園庭を小学生のロング休憩に使用したりと活用がなされていると聞いています。休園中に限つての利用ではありますが、児童のために活用されているということで少し安心をいたしました。

そこでお尋ねしますが、来年度の園児募集の時期が近づいてきていますが、休園している山滝幼稚園、そして新条幼稚園の園児募集について、どのような対応がなされるのかお聞かせください。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

まず、昨年、山滝幼稚園での対応についてお話しさせていただきますと、休園中ではありましたが、園児募集というのは実施いたしました。しかしながら、あまりにも少人数の環境では適切な幼児教育を提供するためには十分でないということで、入園

希望者が10人に満たない場合は引き続き休園を、10人を超える応募があれば再開をということで募集をいたしました。結果として応募者がゼロでしたので、山滝幼稚園については現在も休園を継続している状況でございます。

御質問の現在休園中である山滝幼稚園、新条幼稚園の対応でございますが、同様に園児の募集は実施いたします。対応として、昨年度、山滝での対応と同様に、入園希望者が10人に満たない場合は休園を継続、10人を超える場合というのは再開する予定でございます。応募いただいても園が再開しない状況というのも十分想定されますので、両園へ入園を希望される保護者の方へは願書をお配りする際ですとか受け付けの際にその旨を丁寧に御説明申し上げ、また幼稚園のほうを希望されるのでしたら、他の公立幼稚園の受入れというのも御案内をさせていただくという予定でございます。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

休園となっている幼稚園でも、昨年、休園中の山滝幼稚園で行った募集と同様に、条件付で募集が行われるということであり。申込みを行っても園が再開しない場合もありますので、くれぐれも募集の際には丁寧に説明を行っていただき、御対応いただくようお願いいたします。

私自身は、入園希望者については、今後とも増加する見込みは立たないと考えています。それは山手地域に限らず、市街化区域でもあり得ると思っておりますが、教育委員会では小規模化の解消のため、閉園基準の策定を検討し、昨年度、審議会を開催したと聞いています。審議会の設置目的、委員構成、審議の状況などについて教えてください。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

幼稚園閉園基準等検討審議会につきまして、市立幼稚園の閉園に関する基準ですとか、幼稚園の小規模化の解消のために必要な事項について、専門的な見地から意見を頂く機関として設置をいたしました。委員の構成といたしますと、就学前教育に造詣が深い大学教授ですとか、元市立幼稚園の園長、岸和田市の町会連合会長とPTA協議会の会長、あともう1人は公募の市民、5名で構成をいたしております。

諮問内容としまして、就学前に求められる集団の在り方、小規模化した市立幼稚園の在り方、この2点を諮問いたしまして、令和7年の10月から令和8年の3月までの間で計5回審議を行い、答申を頂戴した次第でございます。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

審議会の内容についてはよく分かりました。諮問内容は、就学前に求められる集団の在り方、小規模化した市立幼稚園の在り方の2点ということですが、こういった答申がなされているのかお聞かせください。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

答申に関しまして、就学前教育に求められる集団の在り方については、それぞれの園で一定の集団規模、これを確保した学びの場が必要であるということで、集団規模として4・5歳児を合わせて10人以上が必要であると。また、小規模化した市立幼稚園の在り方については、4・5歳児の在園児数合計が10人未満の状態が3年続いた場合、これも当該基準日に引き続く年数にな

るんですけども、幼児教育を実施するための必要な集団を維持できていないということで、原則閉園とすべきであるという内容を頂いてございます。

答申を頂いた際には同時に、支援を要する子供の受入れですとか通園のためのアクセス保障の問題など附帯意見も頂戴いたしておりますので、今後はこの答申を基に教育委員会で検討いたしまして、基準等を決定してまいる予定でございます。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

審議会の答申については分かりました。答申の内容を踏まえると、閉園基準に該当した場合、幼稚園は閉園するとのことですが、もっと先を見越して再編計画を進める必要があると考えます。市立幼稚園及び保育所再編計画の今後の方向性についてお聞かせください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

市立幼稚園及び保育所の再編につきましては、児童数の推移や地域の人口動態、教育・保育ニーズの変化、通園環境などを総合的に勘案しながら、後期計画の策定を進めております。御指摘のとおり、今後休園や閉園の可能性がある施設につきましては、利用希望者の動向や地域の実情を注視しながら、最適な再編となるよう検討してまいります。また、引き続き保護者や地域の皆様の御意見も伺いながら、子供たちにとって望ましい教育・保育環境の確保に努めてまいります。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

なかなか今の状況ですと今の答弁になる

のかなと思うんですけども、実際、先ほどの答申の中で、10人未満の状態が3年続いた場合が閉園基準の1つとなるということで、今、新条幼稚園の場合は既に休園しているという状況で、その取扱いがこの3年間云々に合うのかどうか分かりませんが、もう実際休園してて、今、幼稚園もほとんど使われてない状態のまま置いておいて、それが3年後に結果、閉園となるのであればちょっと非常に寂しい思いもするのが実情であって、実際この前のこの3月の卒園式がもしかしたら最後になるという可能性もある中で、このまま答申にある時間を待つのではなくて、今、渋々ではありますけども、新条がこういう状態で城北幼稚園に通っている保護者の方も園児の方もいらっしゃいますので、それをやっぱり市としてしっかりと方向性を持って、また城北プールの跡地とかいろんな場所というのがあると思うので、しっかりとその点を考えて今後の方向性をつくっていったほうがいいと思いますし、地元の方、いろいろと意見はありますけども、前向きに捉えている方もいらっしゃいますので、教育長も以前は新条幼稚園の校園長でもあったりとかいう経歴もあるかと思いますが、岸和田の教育行政に携わってきた教育長ですので、しっかりと教育委員会ですとか教育長、先頭に立って、地域に入って、声を聞いて最適解を求めていただければというふうに要望して、この質問を終わります。

続いて、市民病院のW i - F i 環境についてお尋ねいたします。

他の病院の多くでも、有料、無料の対応は分かりますが、W i - F i 環境があるという状況は理解しました。まだ整備していない理由も理解しますが、他院も同様であり、今もW i - F i 環境を整えることについて考えが変わらないのかお聞かせくださ

い。

○友永修議長

藤原市民病院事務局長。

○藤原林市民病院事務局長

先ほどお答えしました1の電波干渉による診療機器等への影響につきましては、現在は解消できることが確認できております。2の患者様に療養に専念いただきたいということについての見解は、変わらずございます。

最近では、多くの患者様がインターネットを利用し、自分の療養について調べることができます。得られる情報については、有用なものもあれば誤った情報もあり、患者様の診療に混乱を招くこともあります。その点も含め、病院の当該運営に係る委員会にて諮ることとしていきたいと考えております。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

デメリットがあるということも理解するんですが、例えば入院中にも仕事をしたいというビジネスマンがいたり、家族の方とオンラインで連絡を取ったりとか、いろんなネット環境があればできることもあるかと思いますので、前向きに検討していただくことと、また他院ではもう既に整備されているところが多いと聞いてますので、選ばれる市民病院となるためにも検討していただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、空き家対策について再質問いたします。

他市では、空き家税等の施策を実施しようという自治体があるというのも報道等で耳にするんですけども、そうした点について、本市の見解はどうなっているのかお聞かせください。

○友永修議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

まず1つ目として、他自治体の事例として把握してございます。現在は課税のほう、開始されておられません。効果などについて分からない状況にあります。2つ目としまして、法定外税となるため、総務省の同意が必要であること。3つ目として、空き家を特定し、別途課税することへの合意形成が必要なこと。4つ目として、所有者死亡で相続登記がなされない場合、納税義務者の特定が困難であること。5つ目として、課税システムの改修や課税対象を特定するための準備や調査に多大なコストがかかること。

以上のような状況や問題点などがあり、今後、効果なども含めて注視していく必要があると考えてございます。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

いろいろと施策をするにはなかなかいろいろ課題があるということは理解するんですが、空き家については市民の方もいろいろと関心が高く、課題だと考えている方も多くいて、我々にもいろいろと御意見いただく現状があります。市として、今後何か対応は考えておられるのかお聞かせください。

○友永修議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

前回の空き家実態調査から5年の経過をしていることから、今年度、再度市内調査を実施し、実情を把握するとともに、次年度以降、市の方針を決定していきたいと考えております。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

しっかりと実態を把握していただき、課題解決に取り組んでいただくことをお願いいたします。

それでは、最後にごみの件について再質問をいたします。

防鳥ネットがない場所はまだまだたくさんあると思いますが、そもそも燃えるごみのごみ袋の口を結ばずに排出されていたり、水分の多い状態で排出されていることもあると聞きますが、ごみの分け方や出し方の現状についてはどうなっているのでしょうか。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

ごみの排出時のルールにつきましては、複雑化していることから、十分に浸透していない面がございます。議員御指摘のとおり、具体的には、ごみ袋の口をしっかり結ぶこと、水分を切って出すこと、指定日に有料指定袋で出すことなどの基本ルールがございます。これらは、悪臭防止や回収効率の向上、そして何よりもごみの減量につながる重要な対策でございます。市としましても、周知を強化し、全ての方に御協力いただけるよう取り組んでまいります。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

そうしたことを解決できれば、ちょっとでもましになっていくのかなというふうに思うんですけども、近年、転入間もない方や外国出身の方も多く本市には在住されていますが、そうした方へのごみの出し方や分け方の周知についてはどのようにしているのか、お聞かせください。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

転入時にはごみの分け方、出し方のパンフレットを配付しており、外国出身の方には7か国、8言語の外国語版パンフレットも用意しております。加えて、広報紙やホームページでの周知、集積所への看板掲示も行っております。最近では、市公式LINEで、ごみの名前を送ると分別方法が自動で返答されるチャットボット機能も導入いたしました。

今後も多様な手段を用いて継続的に啓発し、より多くの方にルールを守っていただけるよう努めてまいります。

○友永修議長

反甫議員。

○11番 反甫旭議員

なかなか多様化していて、悪気がなく、実際に本当に分からずにそうしたちょっと出し方がよくないことがあったりもするかと思いますので、そうした方への周知等に取り組んでいただき、解決するようにお願いしまして、今回の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

次に、田中議員。

(9番 田中市子議員登壇)

○9番 田中市子議員

日本共産党の田中市子です。議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問に参加いたします。

1つ目の質問は、教育と福祉の連携についてです。

2024年、令和6年、こども家庭庁、文科省、厚労省による通知、地域における教育と福祉の一層の連携等の推進についてが出されました。その一部を紹介しますと、

「こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」として、「特に、障害や発達に特性のあるこどもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととされており」、「各種の制度・事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく」として、連携強化のための制度、事業の活用を促進を促すといった内容となっております。

そこで、まずは本市における児童福祉サービスの現状についてお尋ねいたします。

障害児福祉サービスは、障害者手帳がなくても、療育や発達支援の必要性が認められ、受給者証が発行されれば利用可能ですが、令和8年4月1日現在、本市における放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所及び相談支援事業所はそれぞれ何か所あるのかお答えください。

また、障害児通所支援受給者証の交付者数並びに放課後等デイサービス利用者数及び保育所等訪問支援の利用状況についてお答えください。

続いて、障害福祉サービスの適正な運用についてお尋ねします。

先日、障害福祉サービス事業者による不正受給額に関する記事を見ました。これは厚生労働省が公表したもので、2020年、令和2年度から2024年、令和6年度の5年間の不正受給額について、放課後等デイサー

ビスが最も多く29億6000万円、次いで就労継続支援B型が10億9000万円、次にグループホームが9億9000万円と続き、総額で80億1000万円に上るというものでした。

これを見ても、改めて、絆ホールディングスの不正請求は大阪市で79億円、全国で150億円とされていますので、いかに桁違いに大きいかというのが分かります。なお、絆ホールディングスは約290億の負債を負って、昨日をもって倒産という情報が出ていました。

話を戻しますが、この調査結果では放課後等デイサービスの不正受給が最も多いとのことですが、直近3年間で、本市の放課後等デイサービス事業所等に対して不正により処分を行った実績はあるのでしょうか、不正受給以外も含めてお答えください。また、障害者の事業所についても同様にお答えください。

3つ目の質問は、校内居場所の現状と学校や行政の対応についてであります。

増え続けている不登校。この問題も、子供たちを真ん中に、その子自身にとってよりよい支援は何かということが一番重要です。子供も保護者も安心できる対策や対応という点では、学校復帰だけでなく、子供たちの居場所の確保や学びの場の条件整備も必要と考えています。本市の取組をお示しください。また、民間のフリースクール等との連携はどのようになっているのかお示しください。

以上で壇上での質問を終え、この後は自席にて質問させていただきます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の1、教育と福祉の連携について御答弁いたします。

令和8年4月1日現在、本市における放

課後等デイサービス事業所は46か所、保育所等訪問支援事業所は7か所、相談支援事業所は32か所となっております。

同じく令和8年4月1日現在、障害児通所支援受給者証の交付者は1097名となっております。また、放課後等デイサービス利用者数は850名、保育所等訪問支援利用者は182名となっております。

続きまして、御質問の2、障害福祉サービスの適正な運用について御答弁いたします。

岸和田市内にあります放課後等デイサービス事業所やその他の障害児支援事業所が、直近3年間で行政処分を受けた実績はございません。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

障害福祉サービスの適正な運用について、福祉部より御答弁申し上げます。

岸和田市内にあります障害事業所に対して、直近3年間で行政処分を行った件数は1件でございます。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

御質問の3、校内居場所の現状と学校や行政の対応について、学校教育部より御答弁申し上げます。

議員お示しのとおり、不登校につきましては、学校復帰のみならず、居場所や学びの場の確保、これが重要となってまいります。

本市の子どもサポートルームエスパルでは、居場所としての機能、こちらを段階的に拡大してございます。来所による支援だけでなく、オンラインによる対応、さらに子供に近い存在として学生子どもサポーターの配置、そして遠い場所に住んでいる子

供たちに活用してもらえるよう、市民センターを使用した出張エスパル、エスパルにつながるためのワンステップ・デイ、このような取組を実施しております。

また、各学校では、様々な理由によって教室に入りづらい状況になっている子供たちの居場所として校内教育支援ルームを設置し、学習支援や教育相談等を行っておりでございます。

各小・中学校とフリースクールとの連携についてもかねてから行っておりまして、市内にあるフリースクールと教育委員会との意見交流の場も設定いたしまして、情報共有や施設見学、こういったことも行っております。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

それぞれの御答弁ありがとうございます。

では、まず教育と福祉の連携について再質問いたします。

放課後等デイサービス利用者は850人、保育所等訪問支援利用者は182人の子供さんが利用されているとのことでした。

療育に必要なサービスを利用する際に、それぞれの子供に合った個別利用計画、一人一人のためのプランの作成が必要かと思われます。現在、放課後等デイサービス利用者850人のうち、相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画の利用者数と、保護者が作成するセルフプランの利用者数はそれぞれ何人かお聞きします。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の利用者数は384人で全体の45.2%、

保護者が作成いたしますセルフプランの利用者数は466人で全体の54.8%となっております。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

相談支援専門員が計画を作成しているという児童は半数に満たないということでした。

相談支援専門員というのは、障害のある方やその家族の相談に応じて、必要なサービスなどを適切に利用できるよう関係機関との連携、調整や計画の作成を行う専門職で、利用料の負担もありません。また、放課後等デイサービスなどの事業者とは独立した関係であって、子供、家族の側に立って、計画の作成だけでなく、モニタリングで状況を把握し、行政や施設、学校などと連携を取る役割も果たすものです。

保護者の方が進んでセルフプランを選ぶというケースもあるとは思いますが、相談支援専門員が不足しているためにセルフでというケースが多いのではないかと思います。教育と福祉の連携という点では、相談支援専門員が充足するようにしていくことも必要だと考えます。

ところで、放課後等デイサービスを利用している児童の中には、不登校状態にある児童も含まれていると思います。不登校へは、子供も保護者も安心できる対策・対応が求められます。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、継続的に学校に通学できない児童への支援の1つとして個別サポート加算Ⅲが創設されましたが、この概要と令和7年度の加算実績についてお聞きします。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

個別サポート加算Ⅲにつきましては、不登校の状態にある障害児に対しまして、放課後等デイサービス事業所が学校や家庭、関係機関と連携しながら支援を行った場合に算定できる加算でありまして、不登校児童への支援の充実と関係機関との連携促進を目的としております。

また、本市におけます令和7年度の利用実績につきましては6名となっております。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

新しい加算の制度なんですけれども、もう既に6人が利用とのこと。最初に紹介した令和6年の通知では、この加算のほかにも新しい加算などで福祉と教育の連携を促しておりますので、様々に活用が広がればと思います。

ところで、連携という点では、本市では子育て支援地域協議会の障害児療育部会が設置されているとのことですが、その取組について教えてください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

岸和田市子育て支援地域協議会では、事業を推進するため3つの部会を設置しておりまして、そのうちの1つであります障害児療育部会では、障害のある子供の支援に係る機関等の連携を主な目的として活動しております。

構成機関は、市内では、部会長をこども家庭課といたしまして、人権教育課、子育て支援課、子育て施設課、公立幼稚園、総合通園センター、市外では大阪府貝塚子ども家庭センター、岸和田保健所、佐野支援学校、岸和田支援学校などです。

具体的な活動内容としまして、1つは、希望する保護者に対しまして支援学校、支

援学級、通級指導教室等の進路説明会を実施いたしまして、進学や支援の選択肢について情報提供しております。

支援者の人材育成としましては、教育委員会特別支援教育研修との合同で研修会を行っております。障害児施策を実施する上で課題となっていることを題材に、例えば令和7年度は、通常学級での支援教育についてをテーマとして実施いたしました。

また、個別の相談支援ファイルでありますあゆみファイルについても、公立保育所や民間保育園などの職員、また小・中・高等学校の教員を対象に、研修会及び情報交換会を開催しております。研修会の場で出ました御意見などを反映させ、あゆみファイルがより子供たちの支援につながるよう適宜様式の改善、更新も行っております。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

庁内の教育・子育て関係課に加え、庁外の機関も参加して、保護者への情報提供や支援者の人材育成のための研修、また、あゆみファイルの取組などを行い、連携が取れるように取り組んでいるとのことでした。

では続いて、福祉部にお尋ねします。

障害福祉の分野では、教育と福祉の連携についてどのような取組が行われているのでしょうか。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

福祉部では、障害者支援課が事務局となっています岸和田市障害者自立支援協議会において、教育と福祉の連携をテーマに、令和7年度に、ともに学びともに育ちあう岸和田ワーキングを立ち上げました。ワーキングでは、委託相談支援事業所をはじめとした福祉関係機関と教育委員会等との意

見交換を重ねる中で、具体的な福祉サービスについての情報提供が必要であると考え、委託相談支援事業所の紹介チラシを作成いたしました。このたび、委託相談支援事業所の方々と共に校園長会や教頭会に赴き、周知いたしました。

今後もよりよい支援につながるよう、教育との連携に努めてまいります。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

福祉部では、市の自立支援協議会内に教育と福祉の連携をテーマにしたワーキングが立ち上げられ、福祉、教育などの関係機関が意見交換を重ねて、そして学校園への福祉サービスの情報提供に取り組んでいるという回答でした。

それでは続いて、総合通園センターにお伺いします。

総合通園センターは児童発達支援センターに位置づけられましたが、現状どのような事業をされているのでしょうか。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

総合通園センターは、児童発達支援センターとして、地域の中核的な役割を担う施設です。現在は26名の児童が通園していきまして、一人一人の成長を支える支援を行っています。

主な事業といたしましては、児童の毎日通園、専門家による機能訓練、どなたでも利用可能な地域支援事業のほか、保育所等訪問支援事業を実施しております。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

今お答えいただいた中に、最初の質問でも件数について伺いました保育所等訪問支

援事業が挙げられました。全体では182人の利用があるということでしたが、このセンターのほうでも担っているとのことでした。

では、保育所等訪問支援事業の概要とセンターで支援している児童数、また課題等ありましたらお答えください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

本事業は児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの1つで、保育所、幼稚園、小学校等に職員が訪問し、児童が集団生活になじむために学校との関わり方や環境整備について検討、助言を行うもので、現在9名の方が利用されております。

課題といたしましては、本事業を担当する職員のスキルアップや訪問する施設担当者との信頼関係の構築、児童の支援に関する情報共有等が挙げられます。

今後は、総合通園センターが地域における障害児支援の中核的役割を果たすため、センターの機能強化と情報発信を進めていく必要があると考えております。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

令和4年に保育所等訪問支援についての質問もさせていただいたんですけども、そのときには総合通園センターが行っていた保育所等訪問支援はゼロでした。現在は8件ということで、前進しているということはまずは評価しますが、一方で残りの174件は6か所の民間事業所が担っているということになります。

今、御説明がありましたように、保育所等訪問支援は保育所、幼稚園、学校等に訪問して専門的な検討、助言を行うというもので、専門性、また学校等との連携なしにはできないものであります。

民間の事業所に聞き取りを行いました、家族から利用依頼を受けると、まず学校や園に赴き、校長先生などに事業の説明をするということから始まって、そこから該当する児童の担任などと連携をしていくというようなことで、まず理解をしていただくということが必要だと。また同時に、保育所等訪問支援などの福祉サービスについて学校などに周知するような研修であったり、事業所と学校などが共に参加して顔が見える関係が築けるような研修や交流の場を設定してほしい、こういう要望もありました。こういう役割も児童発達支援センターが果たすべきではないかという要望もお聞きしております。

今回、岸和田市子育て支援地域協議会、ともに学びともに育ちあう岸和田ワーキングなど連携の取組を御紹介いただき、連携が進められているということが分かりましたが、民間の保育所等訪問支援事業であったり放課後等デイサービスなどの事業所との連携に関しては、個々の努力に任されている部分が大きいのではないかと感じております。

総合通園センターが児童発達支援センターに位置づけられ、岸和田市の障害児支援の中核的な役割を果たすことが求められています。このような民間の事業所の声にも応えていただき、子供たちへの支援がよりスムーズに行え、実りの多いものになるように要望して、この質問については終わります。

続いて、障害福祉サービスの適正な運用について再質問いたします。

ここ3年間の行政処分は障害福祉で1件、不正受給はなしということが分かりました。本来、処分に当たるようなことはあってはならないものです。現在、たくさんの事業所が障害福祉サービスに関わっていますが、

法令遵守とサービスの質の向上が課題であると考えています。

そこで、事業所に対する市の関わりについてお尋ねします。

まず、事業所が事業を始めようとするとき、つまり指定を取るときはどのような審査が行われるのでしょうか。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

事業所が事業を始めようとするときは、一部のサービスを除き、まず事前協議を行います。そこでは主に書面で事業所の設備基準を確認しておりますが、場合によっては収支予算や事業計画などについても確認をする場合がございます。

事前協議完了後は、申請書等の書類審査を行っております。申請書等の提出の際には、改めて設備基準を確認することに加え、人員基準や運営基準についても確認を行っております。書類審査で問題がなければ申請を受理し、その後、指定日より前に、一部のサービスを除き現地確認を行っております。現地確認でも問題がなければ指定を行い、指定書を交付する際には、大阪府による指定時研修についての御案内に努めております。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

障害児支援事業の指定、指導に関する権限につきましては、政令市・中核市以外の市町村は大阪府が所管となりますので、指定に関する審査は本市では行っておりません。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

指定に関しては、書類に不備がなければ

指定となることは理解しました。

事業所が適正に事業を運営するためには、制度を正しく理解するとともに、利用者の権利擁護に関する知識や意識を事業所内に定着させていく必要があります。そこで、事業所に対する研修や指導が大変重要になると思いますが、これはどのように実施されているのでしょうか。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

研修については、大阪府が実施しており、市はホームページやメール等で周知に協力しております。

健全かつ円滑な運営を図るために実施しています集団指導は、年に1度、前はウェブ形式で受講してもらい、アンケートの提出をいただいております。

個別の運営指導については、年間のスケジュールを組み、計画的な実施に努めております。しかしながら、事業者数の増加に伴う指定事務の増加や時間を要する監査案件が重なり、運営の指導率が低水準にとどまっております。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

障害児支援事業所に対する研修につきましては、指定権者であります大阪府が実施し、直接事業所へ案内をしておりますが、必要に応じて市も周知に協力することがあります。

運営指導につきましても大阪府が実施しておりまして、大阪府からは、事前に本市へ実施通知がございます。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

直接現場に行って事業者の運営状況の確

認を行うことがとても重要なことではないかと思います。福祉部に関する指定・指導業務は、大阪府からの権限移譲を受けて広域事業者指導課で事務を実施しておりますが、現在の体制と、低水準というお答えでした。この低水準である指導率の改善に向けて、事務担当課としてのお考えを教えてください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

大阪府から権限移譲された福祉部門の業務を行うため、平成24年度より広域事業者指導課を、本市を含む泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町の5市1町で共同設置して事務の共同処理を行っております。障害事業所数につきましては、令和8年3月末時点で1408か所となり、当初より約2.1倍に増加しております。5市1町から構成する職員数は、当初20名から途中1名を増員して現在21名で、5市1町の事務を法人児童、介護、障害の3担当で効率的、効果的に実施しております。

少子高齢化などの社会事情により年々事業所の数は増加しており、国で示されています運営指導の達成が難しい状況になっております。事業所を開設して、誤った解釈をして運営を続けているところには早い段階で運営指導に赴き、改善を求めることはとても重要であると認識しております。そのため、課題解決に向けて、国も推奨しており、近隣の自治体で進められている指導業務の一部を外部委託する検討を進めております。委託費用が一定かかり、5市1町の同意も必要ですので、関係部署の協力も頂き、現在協議を重ねているところでございます。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

福祉サービスの利用者や事業者は増え続け、倍以上になっているにもかかわらず、それに対応する職員数になっていないということが分かりました。運営指導は原則として3年に1回以上とされていますから、この体制で1408事業所を賄うことができないのは明らかで、改善は喫緊の課題であります。広域事業者指導課内でその機能を持てるというのが理想的ではありますが、とても現実的ではないという今、外部委託も必要なのではないかと思います。

不正請求による財政への影響もさることながら、不正や不適切な支援によって最もつらい目に遭い、被害を受けるのは利用者の皆さんです。チェック機能が不十分な状態は、一日も早く改善しなければなりません。そのための協議を進めていただくこと、また児童福祉事業所に関しては大阪府の管轄とのことなので、十分に連携を取っていただくこと、また1問目の福祉と教育の連携で申し上げました顔の見える関係ということのを民間の事業所とも構築していくということも、法令遵守であったりサービスの向上という点で有効だと考えますので、その拡充を要望して、この質問を終わります。

続いて、校内居場所について再質問いたします。

現在、学校で行われている不登校への対応が拡充されていること、またフリースクールとの連携については了解いたしました。

ところで、今、市内の中学校で校内居場所という取組が始まっています。サードプレイスという言葉が注目されています。第1の居場所が自宅、第2の居場所が大人であれば職場、子供たちであれば学校、こういった第1、第2の場所以外の、義務や必要性に縛られず自発的に向かう安心して過ごせる居心地のよい居場所を第3の場所、

サードプレイスといいます。例えば放課後等デイサービスであったり、学童保育、子ども食堂、クラブチームなど様々な居場所がそれに当たるかなと思います。こういった居場所を学校の中につくるという取組であります。

資料も出しておりますが、t e a mらいとのリーフを資料として上げさせていただいております。2024年にt e a mらいとにより、本市で1か所目の校内居場所が開設されました。現在は3校に広がっています。

校内教育支援ルームとの違いは、そこで迎え入れる支援者が地域の人たちであるということです。このことで、子供たちと地域とのつながりがつくれ、また地域の人たちの支援力というか、そういうものが増えていくと。また、子供たちが好きなことをして過ごしていいことなどです。また、昼休みや放課後といった授業時間以外に過ごす場所だということなどが一定の共通点として挙げられています。ただ、立ち上げる人たち、またそこに集う地域のボランティア、子供たちのニーズなどによってそれぞれの違いもある柔軟な取組のようです。

この校内居場所に対して、現在、学校教育部としてどのような対応がなされているのでしょうか。財政的支援など、運営に対する支援の状況をお示してください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

財政的支援等に関する御質問でございます。

学校教育部といたしましては、現在のところは予算措置は行ってございません。

議員お示しのいわゆるサードプレイス、こちらの取組が行われている中学校では、学校と運営団体との間で居場所となる教室や活動時間等の調整の下、取組を進めてい

るというふうに伺っております。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

予算措置等、財政的な支援は行っていないとの御答弁でした。

また、サードプレイスが入っている学校では空き教室の提供、昨今は空き教室もなかなかないということで、例えば光陽中学校では古い給湯室が空いていたということで、そこを提供していただくなどの協力も頂いているというようなお話も聞いています。また、スタッフと先生方との懇談なども行って、関係性も築きながら実施されているというようなことも伺っております。

財政的な支援という点では、1番目に開設されたt e a mらいとの校内居場所の立ち上げに先駆けて、ほっとできる居場所づくりという事業が生涯学習部のまちづくり実践プロジェクト事業に採用され、居場所づくりの周知などの役割を果たしたようですが、生涯学習部にこの事業についての説明をお願いいたします。

○友永修議長

池内生涯学習部長。

○池内正彰生涯学習部長

生涯学習部で実施していますまちづくり実践プロジェクト事業につきましては、直接的には市民活動団体への支援策に位置づけるものではございませんが、市民自らが生涯学習活動を生かして自主的に生活課題や地域課題の解決に向けて取り組む事業を市民の皆様から募集させていただいて、応募いただいた中から優れた事業を市が採択の上、提案された市民活動団体と委託契約を結ぶことによりまして、地域活動や市民活動の活性化を図ろうとするものでございます。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

ありがとうございます。これらの取組は市民やボランティアの皆さんによる自主的な活動ですが、安定的に維持、継続していくための支援、人材の確保や運営経費の確保などが課題で、公的支援が必要と考えます。まちづくり実践プロジェクト以外にも、市民活動に対する支援補助金などを活用できる事業があればお示ください。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

市民活動団体に対する支援策について、市民健康部から御答弁申し上げます。

本市では、市民活動団体支援事業の一環として、地域課題や社会問題の解決に向けて活動する市民団体に対し、補助金を交付しております。1つは、設立後5年未満の発足間もないボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が行う自発的かつ公益的な事業に対して補助金を交付し、活動の立ち上げ支援を行うもの、もう1つはクラウドファンディング型ふるさと納税制度を活用し、全国から集まった寄附金を原資として、本市から実施団体に補助金として交付する市民活動団体応援補助金がございます。

いずれの補助金も、不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とし、市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動を行う団体を支援しようとするものでございますので、校内居場所づくりに関する取組は補助金の交付対象となり得ると考えられます。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

生涯学習部、市民健康部より補助金につ

いて御説明いただきました。こういった制度は、市民活動を支え、とりわけスタート時には後押しになるものです。しかし、対象になる期間が限られているため、長期的に継続していくに当たっての財政的支援が求められます。

子供たちを支える居場所の取組については、私も昨年6月の議会でも取り上げ、国の事業として創設されたこどもの居場所づくりコーディネーター配置支援事業の活用などを提案させていただきました。その質問の際に次のような回答を頂いておりました。

こども大綱では、子供、若者が遊んだり何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが居場所になり得ますが、その場を居場所と感ずるかどうかは子供、若者本人が決めるものであるという前提に立って、居場所づくりを推進する。その際、子供の居場所を新たにづくっていくことに加え、既に多くの子供、若者の居場所となっている児童館、子供会、子ども食堂や学習支援の場など、地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子供、若者にとってよりよい場所となるよう取り組むとの内容が盛り込まれておりますので、この大綱にのっとり、関係部局及び関係機関と連携し、取り組んでまいりますというものであります。

今年度から組織変更でこども政策課ができ、こども計画の策定が進められると把握しております。今回取り上げましたサードプレイス、校内居場所も含めて子供の居場所の持続的な運営ができるような支援を検討し、推進していただくことを期待しまして、質問を終わります。

○友永修議長

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後 3 時 57 分 延会